



第4次長洲町男女共同参画計画

令和3年3月

熊本県 長洲町



はじめに

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化による労働力人口の減少、グローバル化や高度情報化の進展に加え、家族形態、就労環境の多様化など大きく変化しており、これらの変化に伴う課題に対応する持続可能な社会の実現のためには、すべての人が性別にかかわらず、自らの意志によって個性と能力を発揮できる社会の構築が重要となっています。

近年は、女性の活躍推進の気運が大きく高まっており、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍推進に向けたさまざまな施策が展開されています。

本町におきましても、「第 5 次長洲町総合振興計画」に掲げる「みんなの力で、夢・希望・活力・安全・安心のあるまち」の将来像の下、心豊かで活力あるまちづくりを推進するため、平成 18 年 3 月に計画期間を 5 年間とする「長洲町男女共同参画計画」を策定し、平成 23 年、平成 28 年に改訂を経て、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりました。

このたび、「第 3 次長洲町男女共同参画計画」の計画期間が終了することから、現状の課題に加え、社会情勢の変化、国・県の動向や「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果等を踏まえ、「第 4 次長洲町男女共同参画計画」を策定しました。

本計画では、「だれもがいきいきと個性と能力を発揮できるまち」を基本理念とし、一人一人の個性と能力を発揮しながら、共に責任を担って協力していくという考えの下、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでまいります。

今後とも町民の皆様、地域・各種団体・事業所の皆様と連携、協働し、計画に掲げた施策の着実な推進に努めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本計画を、多くの町民の皆様ならびに事業者の皆様の取り組みの指針としてもご活用いただければと存じます。

最後に、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました「長洲町男女共同参画社会推進懇話会」の皆様をはじめ、意識調査において貴重なご意見をいただきました町民の皆様や関係者の方々に心より御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

長洲町長 中逸 博光

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	4
2 計画策定の背景	4
3 これまでの動き（国内外・本町）	7
4 長洲町を取り巻く状況	9
5 第3次長洲町男女共同参画計画の評価と成果	12
6 町民意識調査からみる長洲町の現状	17
7 課題と取り組みの方向性	25
第2章 計画の基本的な考え方	26
1 計画の位置付け	27
2 計画の期間	27
3 計画の基本理念	28
4 計画の基本目標	28
5 計画の体系	30
6 計画の推進体制	31
（1）庁内の推進体制	
（2）庁外の推進体制	
（3）町民、事業所、行政との協働推進体制	
第3章 施策の展開	33
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	34
施策方針1 行政における男女共同参画の推進	34
施策方針2 職場における男女共同参画の推進	36
施策方針3 地域における男女共同参画の推進	38
基本目標Ⅱ 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	39
施策方針1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	39
施策方針2 生涯を通じた暮らしや健康支援	43
施策方針3 男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の推進	46
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	47
施策方針1 男女共同参画の実現に向けた意識啓発と教育の充実、人権の尊重	47
施策方針2 男女の子育て・介護環境の整備	49
指標項目と目標値	52
参考資料	53
長洲町男女共同参画推進懇話会委員名簿	54
長洲町男女共同参画社会推進懇話会設置要綱	55
長洲町男女共同参画社会推進委員会設置要綱	56
男女共同参画社会基本法	57
男女共同参画に関する町民意識調査報告書（令和2年3月実施）	63

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 これまでの動き（国内外・本町）
- 4 長洲町を取り巻く状況
- 5 第 3 次長洲町男女共同参画計画の評価と成果
- 6 町民意識調査からみる長洲町の現状
- 7 課題と取り組みの方向性

1 計画策定の趣旨

我が国においては、1999 年（平成 11 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指し、男女共同参画の取り組みがスタートしました。

本町においても、平成 18 年 3 月に計画期間を 5 年間とする「長洲町男女共同参画計画」を策定、その後平成 23 年 3 月、平成 28 年 3 月に 2 回の改訂を経て、「第 3 次長洲町男女共同参画計画」（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）により、男女共同参画社会の実現のために向けた施策の推進に取り組んできました。

人口減少や少子高齢化が進む中、豊かで活力のある社会を維持していくためには、男女がともに支え合い、個々の能力を十分に発揮しながら「持続可能な地域社会づくり」を推進していくことが重要です。そのためには、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき課題となっています。

こうした中、平成 28 年 4 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入るとともに、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、本町では令和 2 年度で「第 3 次長洲町男女共同参画計画」の計画期間が終了することから、今回「第 4 次長洲町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

1948 年（昭和 23 年）に国際連合において「世界人権宣言」が採択されました。その中で、女性に対する差別が国際的な共通課題であるとの認識が初めて示され、その後、1975 年（昭和 50 年）の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の 10 年」によって、各国で「平等・開発・平和」を目標に掲げ、女性の地位向上をめざした活発な活動が展開されるようになりました。

特に、1979 年（昭和 54 年）に国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択、男女平等に向けた更なる行動が必要であるとの決意が示され、批准各国の取り組みの指針とされてきました。

「国連婦人の 10 年」の最終年にあたる 1985 年（昭和 60 年）には、ナイロビで世界会議が開催され、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」と題した宣言が採択されました。

また、1995 年（平成 7 年）、北京で開催された第 4 回世界女性会議で「女性問題は人権問題」という原則が改めて確認され、各国政府に対して具体的な実効ある措置を求めた「北京行動綱領」が採択されました。2000 年（平成 12 年）には、ニューヨークで「女性 2000 年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

さらに 2005 年（平成 17 年）には、1,600 以上の政府代表団、NGO などを含めて約 6,000 名が参加した「北京+10」が開催され、「北京行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況について評価、見直しが行われ、女性の視点からの災害対策を求めた「津波など災害復興」や「国の政策への女性の視点の主流化」などの決議が採択されました。

2014 年（平成 26 年）には、第 58 回国連婦人の地位委員会において「自然災害における**※ジェンダー平等と女性の※エンパワーメント**」決議が採択されました。

また、2015 年（平成 27 年）には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中に掲げられた「**※持続可能な開発目標（SDGs）**」において、政治、経済、公共分野での意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画をターゲットとした「ジェンダー平等を実現しよう」の目標が定められました。

※ジェンダー・・・社会通念や慣習の中で、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男女の別を示す概念。

※エンパワーメント・・・個人や集団が、自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境を、よりコントロールできるようにしていくことを指す。

※持続可能な開発目標（SDGs）・・・国連で採択された先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の目標。17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットから構成されている。

(2) 国の動き

国は、1975 年（昭和 50 年）の「国際婦人年世界大会」で採択された「世界行動計画」を受け、1977 年（昭和 52 年）に「国内行動計画」を策定し、国際的な潮流に呼応した取り組みを推進することになりました。

1999 年（平成 11 年）には、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における取り組むべき重要課題と位置付けています。この法律に基づき 2000 年（平成 12 年）に「男女共同参画基本計画」を策定、2005 年（平成 17 年）、2010 年（平成 22 年）の改訂を経て、2015 年（平成 27 年）に「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画における様々取り組みを進めてきました。

また、同年 8 月には、「女性の職業の生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、国、自治体、企業が一丸となって女性の活躍を推進する新たなステージに入りました。

さらに、女性に対する暴力の根絶に向けては、2000 年（平成 12 年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001 年（平成 13 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が制定され、特に DV 防止法は改正を重ね、被害者の保護と自立支援に向けた取り組みの充実を図っています。

また、2018 年（平成 30 年）5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布され、国政及び地方議会の選挙において、政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数が出来る限り均等になることを目指すよう規定されました。

令和 2 年度は第 4 次男女共同参画基本計画の最終年度であるため、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画の実現に向けた基盤の整備」などを基本方針とする、令和 3 年度から 5 年間の第 5 次男女共同参画基本計画の策定が行われたところです。

(3) 熊本県の動き

熊本県は、1977 年（昭和 52 年）に商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口を設置して以来、1988 年（昭和 63 年）の婦人対策室の設置、1993 年（平成 5 年）の女性行政室への改組、2000 年（平成 12 年）の男女共同参画課の設置を経て、2003 年（平成 15 年）男女共同参画・パートナーシップ推進課を設置するなど、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。この間、1994 年（平成 6 年）に「ハーモニープランくまもと」を、2001 年（平成 13 年）には「ハーモニープランくまもと 21」を策定し、2006 年（平成 18 年）、2011 年（平成 23 年）と 2 回の改訂を経て、2016 年（平成 28 年）からは「第 4 次熊本県男女共同参画計画」に基づき、計画的かつ総合的に施策及び事業を実施してきました。

さらに、国において 2015 年（平成 27 年）8 月に「女性活躍推進法」が制定されたことに伴い、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍をさらに加速化させるため、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。

また、県においても、令和 2 年度は第 4 次熊本県男女共同参画計画の最終年度であるため、国の男女共同参画基本計画及び熊本県女性の参画加速化戦略を踏まえて、令和 3 年度から 5 年間の第 5 次熊本県男女共同参画計画の策定が行われたところです。

(4) 長洲町の動き

本町においては、1991 年（平成 3 年）に社会教育課の中に、婦人問題懇話会を設置し、人権問題の学習からスタートしました。そして、1991 年（平成 3 年）に策定された第 3 次長洲町総合振興計画の中で「女性の社会参加」がうたわれ、勉強会や研修会などを実施してきました。

1996 年（平成 8 年）には窓口を総務課へ移し、男女共生懇話会及び女性行政推進委員会を設置後、「長洲町男女共生ビジョン」を作成し、1998 年（平成 10 年）3 月には「みんなで築く男女共同参画社会」と題した提言書が同懇話会から町へ提出されました。

また、2002 年（平成 14 年）に策定しました第 4 次長洲町総合振興計画・前期計画において、「男女共同参画社会の構築」を明記し、「男女共生懇話会」を「長洲町男女共同参画社会推進懇話会」へと再編、あわせて庁内に「長洲町男女共同参画社会推進委員会」を組織し、施策の推進に取り組んできました。さらに、2005 年（平成 17 年）の第 4 次長洲町総合振興計画・後期計画の中で、男女共同参画社会の形成を促進するため「長洲町男女共同参画計画」の策定を明記し、具体的な取組みの中核として、平成 18 年度に「長洲町男女共同参画計画」を策定、2011 年（平成 23 年）、2016 年（平成 28 年）に改訂を行い、男女共同参画の推進に取り組んできました。

本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」と熊本県の「第 5 次熊本県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、「長洲町総合振興計画」の施策大綱における男女共同参画の中核として、また、令和 2 年 3 月に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果を踏まえて策定します。

なお、各種施策の推進に当たっては、行政だけではなく、事業所・各種団体、家庭・地域、学校及び町民の皆様の積極的な参画と協力を得ながら進めていきます。

3 これまでの動き（国内外・本町）

	国際的な動き	国の動き	熊本県及び本町の動き
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年 メキシコ女性会議	「婦人問題企画推進本部」設置	
1976 年 (昭和 51 年)	「国際婦人の 10 年」始まる		
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定	県：商工労働水産部労政課に婦人行政 担当窓口設置
1979 年 (昭和 54 年)	国連「女子差別撤廃条約」採択		
1980 年 (昭和 55 年)	「国際婦人の 10 年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)		
1985 年 (昭和 60 年)	第 3 回世界会議（ナイロビ）	「男女雇用機会均等法」公布「女子差別撤廃条約」批准	
1988 年 (昭和 63 年)			県：福祉生活部県民生活総室に婦人対 策室設置
1991 年 (平成 3 年)		「育児休業法」公布	町：婦人問題懇話会設置
1993 年 (平成 5 年)	世界人権会議（ウィーン）	短時間労働者の雇用管理の改善等に関 する法律（パートタイム労働法）成立	
1994 年 (平成 6 年)	「開発と女性」に関する第 2 回アジ ア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	県：「ハーモニープランくまもと」策定
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議（北京）	「育児休業法」の改正（介護休業制度 の法制化）	
1996 年 (平成 8 年)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定	町：男女共生懇話会設置 ：女性行政推進委員会設置 「長洲町男女共生ビジョン」策定
1998 年 (平成 10 年)			町：「みんなで築く男女共同参画社会」 (提言書)
1999 年 (平成 11 年)		「男女共同参画社会基本法」施行	
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定「スト ーカー行為等の規制等に関する法律」 施行	県：環境生活部に男女共同参画課設置
2001 年 (平成 13 年)		男女共同参画会議設置、「配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律」施行	県：男女共同参画計画「ハーモニープ ラン 21」策定
2002 年 (平成 14 年)			県：男女共同参画推進条例施行、男女 共同参画審議会設置、男女共同センタ ー設置 町：「男女共生懇話会」から「長洲町男 女共同参画社会推進懇話会」へ再編 町：「長洲町男女共同参画社会推進委員 会」設置
2003 年 (平成 15 年)		「次世代育成支援対策推進法」及び「少 子化社会対策基本法」施行	県：環境生活部に男女共同参画・パー トナート推進課設置
2005 年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク)	「男女共同参画計画」（第 2 次）策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」改 訂	県：「配偶者等からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する基本計画」策定
2006 年 (平成 18 年)			県：男女共同参画計画「ハーモニープ ラン 21（第 2 次）」策定 町：男女共同参画計画（第 1 次）策定
2007 年 (平成 19 年)		「ワーク・ライフ・バランス憲章」及 び「仕事と生活の調和推進のための行 動指針」策定	

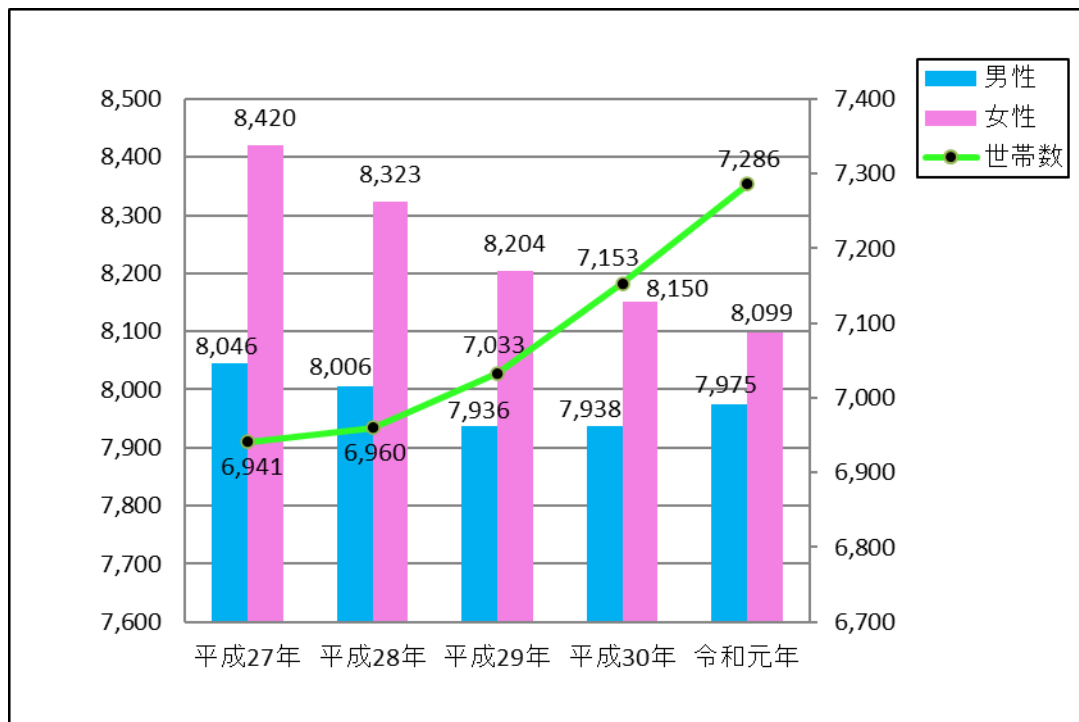
	国際的な動き	国の動き	熊本県及び本町の動き
2008 年 (平成 20 年)		「女性の参画加速プログラム」 「男女雇用機会均等法」一部改正	県：「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」策定
2010 年 (平成 22 年)		「第 3 次男女共同参画計画」策定	県：平成 22 年度版 熊本県男女共同参画年次報告書策定
2011 年 (平成 23 年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」発足		県：男女共同参画計画「ハーモニープラン 21（第 3 次）」策定、環境生活部に男女参画・協働推進課設置 町：男女共同参画計画（第 2 次）策定
2012 年 (平成 24 年)	「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」採択	政府が「女性の活躍促進による経済活性化行動計画～働く『なでしこ』大作戦」策定	県：「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 町：「男女共同参画シンポジウム in 長洲町」開催
2013 年 (平成 25 年)		「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014 年 (平成 26 年)		「日本再興戦略」に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム開催	県：女性の社会参画加速化会議発足
2015 年 (平成 27 年)	国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択 国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」採択 第 59 回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「子ども・子育て支援新制度」施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	県：女性の社会参画加速化戦略策定
2016 年 (平成 28 年)	第 60 回国連女性の地位委員会	「男女雇用機会均等法」改正 「育児・介護休業法」改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	県：男女共同参画計画（第 4 次）策定 熊本県女性の活躍推進計画策定 町：男女共同参画計画（第 3 次）策定
2017 年 (平成 29 年)			
2018 年 (平成 30 年)		「子ども・子育て支援法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	
2019 年 (平成 31 年) (令和元年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「DV防止法」改正	
2020 年 (令和 2 年)		「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	

4 長洲町を取り巻く状況

(1) 人口と世帯数の推移

平成 27 年から令和元年までの 5 年間ににおける人口の推移は、男性が 71 人（▲0.9%）、女性が 321 人（▲3.8%）、全体ではあわせて 392 人（▲2.4%）の減少となっています。

一方で、平成 27 年から令和元年までの世帯数の推移は、345 世帯の増加となっており、人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあることから、長洲町において核家族化が進行しているといえます。



【住民環境課「人口と世帯数の推移」】

こうした人口の減少は長洲町だけの問題ではなく、国や県、他の自治体においても同様に減少が続いており、熊本県においては、令和 2 年 10 月 1 日現在で 173 万 5,901 人と、前年に比べ 10,839 人減少（▲0.62%）しています。

さらには、今後も人口の減少傾向は続き、熊本県の 2045 年の人口は、144 万 2 千人になると推計されています。

【熊本県統計調査課「令和 2 年熊本県推計人口調査」】

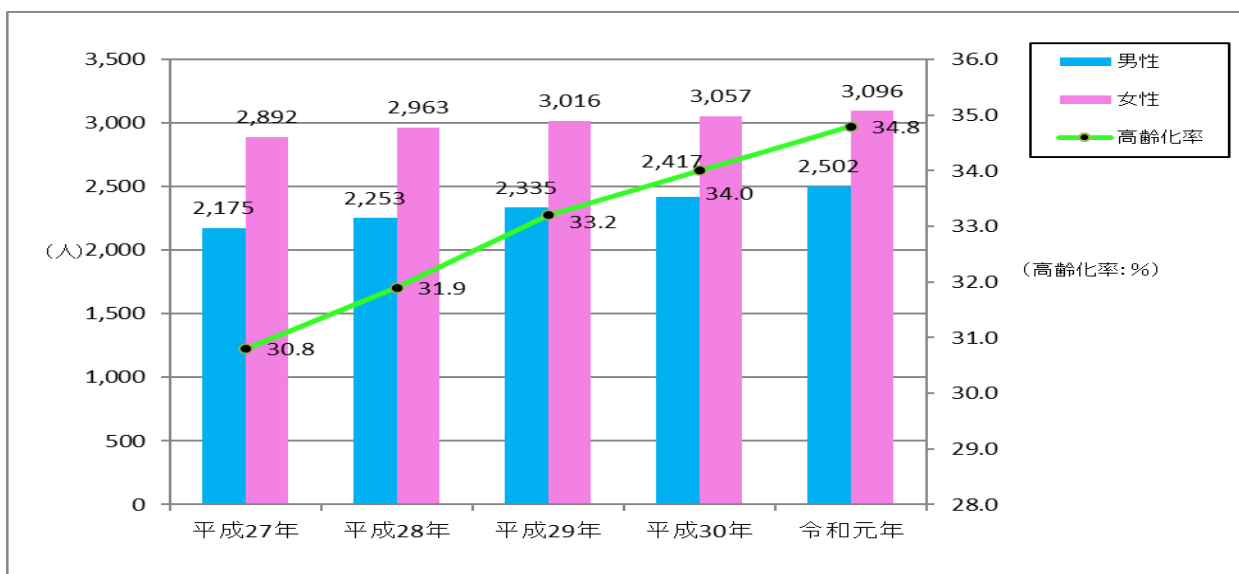
【国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」】

(2) 高齢化率の進行

人口の減少と反して、65歳以上の占める人口の割合は増加傾向となっており、長洲町においても高齢化が進行していることが分かります。令和元年における高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は34.8%となっており、熊本県の31.1%、国の28.4%を上回っています。

我が国の平均寿命を見てみると、令和元年は男性81.41歳、女性は87.45歳で6.04歳の差があります。過去の推移を見てみても、女性が男性よりも高く、6歳以上の差があります。

また、90歳まで生存する高齢者の割合は、男性27.2%、女性51.1%と、女性の過半数が90歳まで生存する長寿社会となっています。



【住民環境課「人口と世帯数の推移」】

【国、熊本県、長洲町の高齢化率】

	長洲町		熊本県		国	
	平成27年	令和元年	平成27年	令和元年	平成27年	令和元年
高齢化率	30.8%	34.8%	28.8%	31.1%	26.7%	28.4%
高齢者に占める女性の割合	57.0%	55.3%	58.5%	57.7%	56.8%	56.5%

【総務省「人口統計」、内閣府「平成28年・令和2年版高齢社会白書」、厚生労働省「令和元年簡易生命表」】

【熊本県統計調査課「平成27年・令和元年熊本県人口推計調査」】

【住民環境課「人口と世帯数の推移」】

【国内における男女別の平均寿命】

(単位：歳)

	平成 12 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
男 性	77.72	79.55	80.75	80.98	81.09	81.25	81.41
女 性	84.60	86.30	86.99	87.14	87.26	87.32	87.45
年齢差	6.88	6.75	6.24	6.16	6.17	6.07	6.04

【厚生労働省「令和元年簡易生命表」】

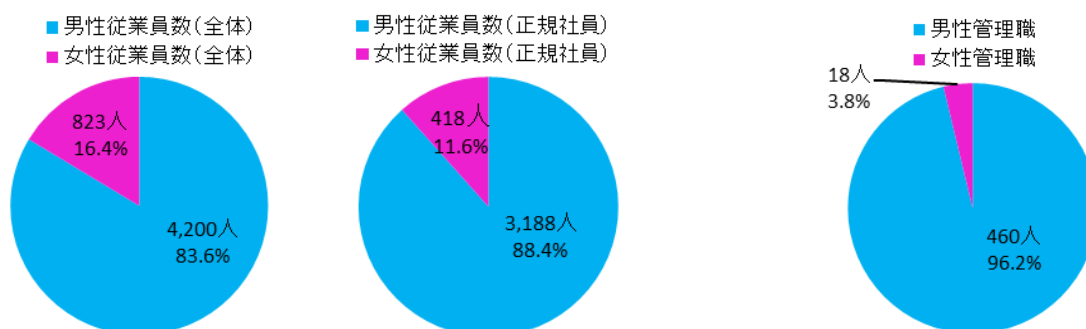
(3) 企業における女性の労働者数

令和 2 年度に行った町内企業実態調査によると、回答があった企業 36 社の総従業員数（正規、非正規社員）は令和 2 年 4 月 1 日現在で 5,023 人となっており、そのうち女性従業員数は 823 人で全体の 16.4%になります。正規社員でみた場合、従業員数は 3,606 人となっており、そのうち女性従業員は 418 人と全体の僅か 11.6%と低く、管理職に占める男女の内訳では、男性従業員 460 人に対し、女性従業員が 18 人で全体の 3.8%という結果でした。

国では、平成 27 年に制定した「女性活躍推進法」に基づき、経済の力強い発展並びに男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、「指導的地位に女性が占める割合を 30%程度とすること」を目標に取り組みが進められていますが、長洲町においても引き続き、官民一体となり職場における女性の地位向上に取り組んでいく必要があります。

■従業員数の内訳（令和 2 年 4 月 1 日現在）

■全管理職に占める男女の内訳（令和 2 年 4 月 1 日現在）



	正規社員（人）			
	男性		女性	
	平成 28 年度	令和 2 年度	平成 28 年度	令和 2 年度
従業員数(役職者含)	3,303	3,188	359	418
役職（管理職）者数	406	460	16	18

【平成 28 年度・令和 2 年度 長洲町企業実態調査】

5 第3次長洲町男女共同参画計画の評価と成果

平成28年3月に策定した「第3次長洲町男女共同参画計画」では、3つの基本目標「あらゆる分野における女性の活躍推進」「男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革」「安全・安心な暮らしの実現」を掲げ、施策を推進してきました。

これらの基本目標の実現に向けた事業実施状況は、令和2年度に事業担当課で達成の自己評価を行った結果、59施策中A評価（十分取り組めた）が19施策、B評価（概ね取り組めた）が33施策、C評価（多少取り組めた）が3施策、D評価（ほとんど取り組めていないまたは未実施）が4施策となっています。

■取組達成度基準

A：十分取り組めた (90%～100%実施)	取組みにより目標を達成し、十分な成果を上げることができた
B：概ね取り組めた (60%～90%未満実施)	取組みにより目標を概ね達成し、ある程度の成果を上げることができた
C：多少取り組めた (30%～60%未満実施)	取組みには着手しているものの、成果を上げるまでには至っていない
D：ほとんど取り組めていない または未実施 (30%未満)	取組みにほぼ、または全く着手できていない

「あらゆる分野における女性の活躍推進」

行政や職場、地域・家庭などあらゆる分野における女性の活躍を推進するため、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、各種研修・セミナーにおける人材育成、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組みました。

女性委員の登用促進に関しては、審議会等における女性委員登用率40%を目標に掲げ、各審議会等で積極的な登用に取り組んできましたが、目標達成には至っていません。

一方で、地域においては、これまで全行政区において男性のみだった駐在員に2名の女性が就任、これまで男性中心であった地域の役員を女性が担うなど、地域の男女共同参画の意識や慣行は少しずつ変化を見せています。

また、女性の能力発揮や職域拡大、ワーク・ライフ・バランスの推進などに積極的に取り組む町内事業所を「男女共同参画優良事業所」として認定し、その取り組み事例を広くPRすることで、男女が働きやすい環境の整備を図りました。

「男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革」

男女がともに互いを尊重しながら、自分らしく生きられる社会を実現するため、男女共同参画に対する意識の改革や、男女共同参画教育の推進、男性の働き方改革と女性の継続就労支援などに取り組みました。

「男は仕事、女は家庭」といった**※固定的性別役割分担意識**の解消に向け、毎年「男女共同参画講演会」を開催し、男女共同参画に対する意識向上を図りました。学校においては、「男女の固定観念にとらわれない考え方」や「心身の発達に応じた異性との関わり合い方」など発達段階に応じた男女共同参画教育が実施されています。

男女の働き方の改革や男性の育児・介護休暇の取得向上については、事業所の取り組みに委ねている状況であることから、引き続き、啓発や情報提供を行いながら、町内事業所と一緒に取り組みを進めていく必要があります。

※固定的性別役割分担意識・・・男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

「安全・安心な暮らしの実現」

生涯を通じて心身ともに健康で、安全安心に生活できるよう、ライフステージに応じた健康の支援や、暴力の根絶、貧困世帯等への支援などに取り組みました。

健康支援については、基本健診や各種がん検診などの実施をはじめ、妊婦健診の助成、各種予防接種の助成などに取り組み、誰もが健康で安心して生活できる体制の充実に努めました。

また、平成 29 年には「子育て世代総合支援センター（はぐくみ館）」を整備し、妊娠から出産、子育てにおける不安や悩みの解消及び切れ目のない支援に努めるとともに、DVや虐待などの暴力には、庁内外の関係機関と連携を図りながら早期発見、迅速な対応に努めています。

また、中学 3 年生までの医療費助成（ひとり親家庭には 18 歳までとその保護者）や、就学援助制度などにより、貧困など生活困窮に直面する家庭等への経済的な支援に取り組むとともに、相談体制の整備や、消費者教育など貧困を断ち切るための取り組みを行いました。

< 参考 >

Ⅰ. 地方自治法（第 180 条の 5）に基づく委員会等の女性の登用状況

	委員会、委員名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)
1	教育委員会	5	2	40.0
2	選挙管理委員会	4	1	25.0
3	監査委員	2	0	0.0
4	農業委員会	18	2	11.1
5	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
合計		32	5	15.6

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

Ⅱ. 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性の登用状況

	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)
1	長洲町防災会議	23	2	8.7
2	長洲町民生委員推薦会	7	2	28.6
3	長洲町の国民健康保険事業の運営に関する協議会	6	3	50.0
4	長洲町水防協議会	15	1	6.7
5	長洲町環境審議会	5	1	20.0
6	長洲町青少年問題協議会	9	2	22.2
7	長洲町公民館運営審議会	9	5	55.6
8	長洲町文化財保護委員会	5	2	40.0
9	長洲町都市計画審議会	10	2	20.0
10	長洲町国民保護協議会	17	2	11.8
11	長洲町水道事業運営審議会	10	5	50.0
12	長洲町情報公開・個人情報保護審査会	4	2	50.0
13	長洲町行政不服審査会	5	2	40.0
14	長洲町下水道事業審議会	10	5	50.0
15	長洲町特別職報酬等審議会	8	4	50.0
16	長洲町農業振興地域整備促進計画協議会	8	1	12.5
17	長洲町児童館運営委員会	9	5	55.6
18	人材育成制度運営委員会	12	7	58.3
19	長洲町子ども・子育て会議	13	8	61.5
20	長洲町空家等対策協議会	10	1	10.0
21	いじめ問題調査委員会	-	-	-
22	長洲町総合振興計画審議会	10	3	30.0

	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)
23	長洲町表彰審査委員会	4	0	0.0
24	長洲町区統廃合審議会	-	-	-
25	長洲町指定管理候補者選定委員会	9	2	22.2
26	長洲町公共施設等マネジメント推進委員会	8	3	37.5
27	長洲町地方創生協議会	15	5	33.3
28	長洲町介護保険運営協議会	11	3	27.3
29	人・農地プラン検討委員会	11	3	27.3
30	町営住宅に関する審査委員会	7	1	14.3
31	長洲町給食センターに関する検討委員会	-	-	-
32	長洲町教育振興基本計画策定に関する審査委員会	-	-	-
33	長洲町スポーツ推進計画策定に関する審査委員会	8	4	50.0
合計		273	81	29.7

(令和2年4月1日現在)

Ⅲ.その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等の女性の登用状況

	委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)
1	長洲町駐在員会	37	2	5.4
2	長洲町環境衛生推進委員会	12	6	50.0
3	校区公民館長	4	0	0.0
4	ながす未来館運営委員会	7	5	71.4
5	長洲町農業再生協議会	22	2	9.1
6	長洲町学校給食運営委員会	13	2	15.4
7	長洲町児童虐待防止等対策連絡協議会	19	6	31.6
8	長洲町男女共同参画社会推進懇話会	10	7	70.0
9	長洲町食育推進計画策定委員会	12	9	75.0
10	長洲町犯罪のない安全安心まちづくり協議会	21	9	42.9
11	長洲町教育支援委員会	17	6	35.3
12	長洲町地域創生推進事業特別支援事業審査会	6	2	33.3
13	長洲町社会を明るくする運動推進委員会	24	5	20.8
14	長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会	26	5	19.2
15	長洲町地域学校協働活動運営委員会	19	4	21.1
16	長洲町子育て世代総合支援センター運営委員会	12	9	75.0
17	長洲町社会教育委員会	6	4	66.7
18	長洲町スポーツ推進委員	15	6	40.0
合計		282	89	31.6

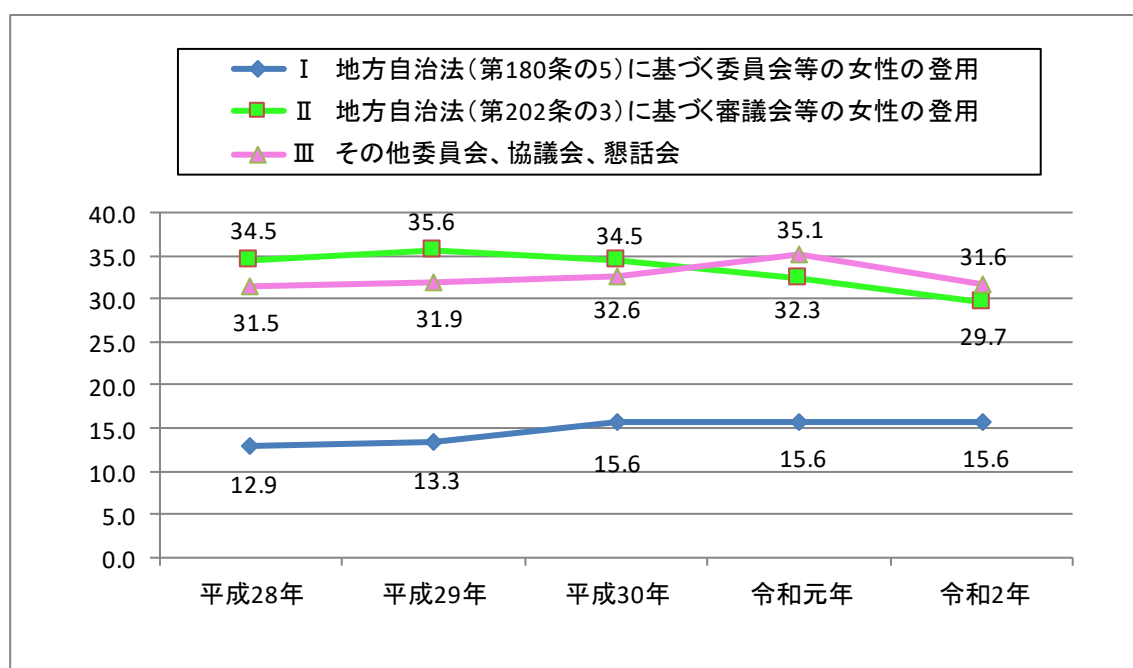
(令和2年4月1日現在)

< 参考 >

■過去 5 年間に於ける女性の登用状況割合の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
35.5%	36.2%	36.1%	36.0%	32.4%

※この登用率は、表Ⅱ. 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等及び
表Ⅲ. その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等を対象としています。
但し、長洲町駐在員会は含まれておりません。



(※ 各年の割合は 4 月 1 日時点のものです。)

6 町民意識調査からみる長洲町の現状

長洲町における男女共同参画に関する町民の意識や実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするために、令和2年3月「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。

町民意識調査から見えた長洲町の現状を整理します。

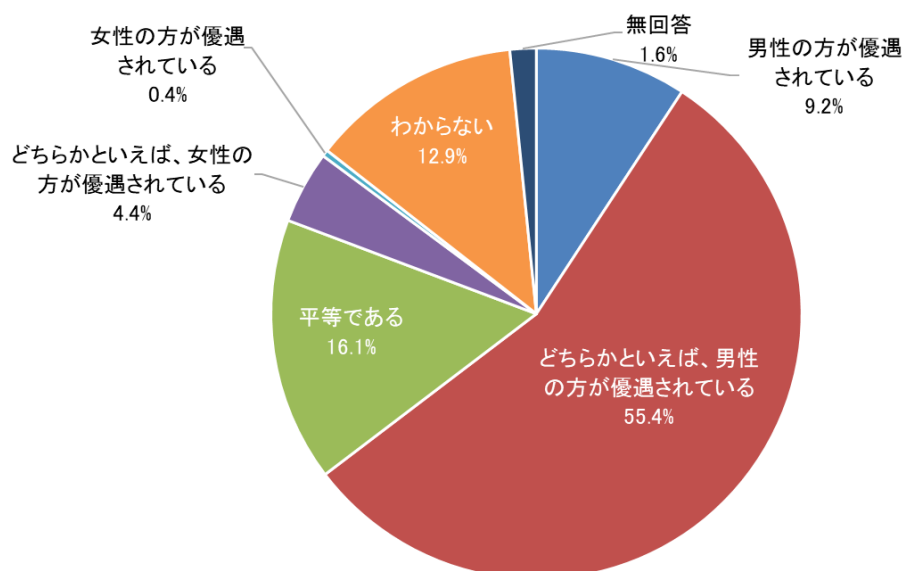
● 調査概要

調査対象	町内に居住する18歳以上の町民500人を無作為に抽出
調査期間	令和2年2月28日～3月27日
調査方法	郵送による配布・回収
有効回答数	249件（回収率：49.8%）
調査項目	① 男女共同参画に関する意識について ② 家庭生活の男女の役割分担について ③ 女性の働き方について ④ 女性の社会参画について ⑤ 配偶者等からの暴力（DV）・ハラスメントについて ⑥ 防災の分野における男女共同参画について ⑦ 男女共同参画の推進について

○男女共同参画に関する意識について

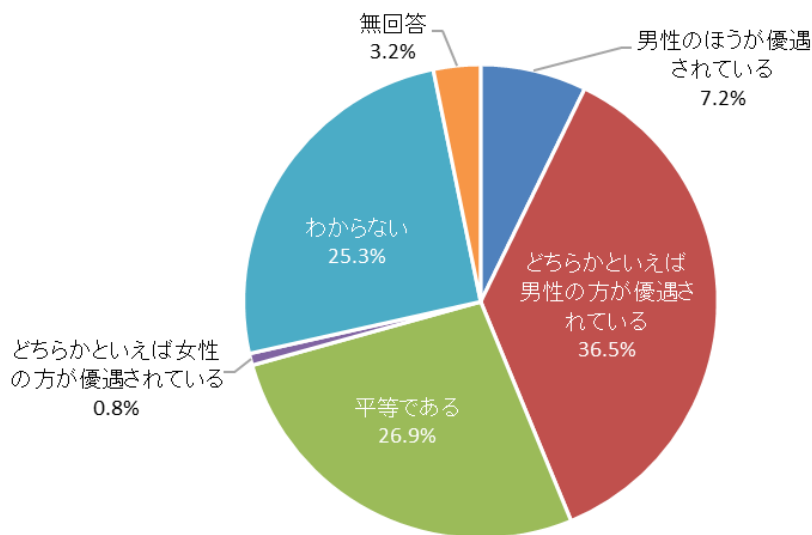
男女の地位について、社会全体では「男性の方が優遇されている」（「どちらかといえば優遇されている」を含む）と感じている割合が多くなっています。

Q、あなたは社会全体において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

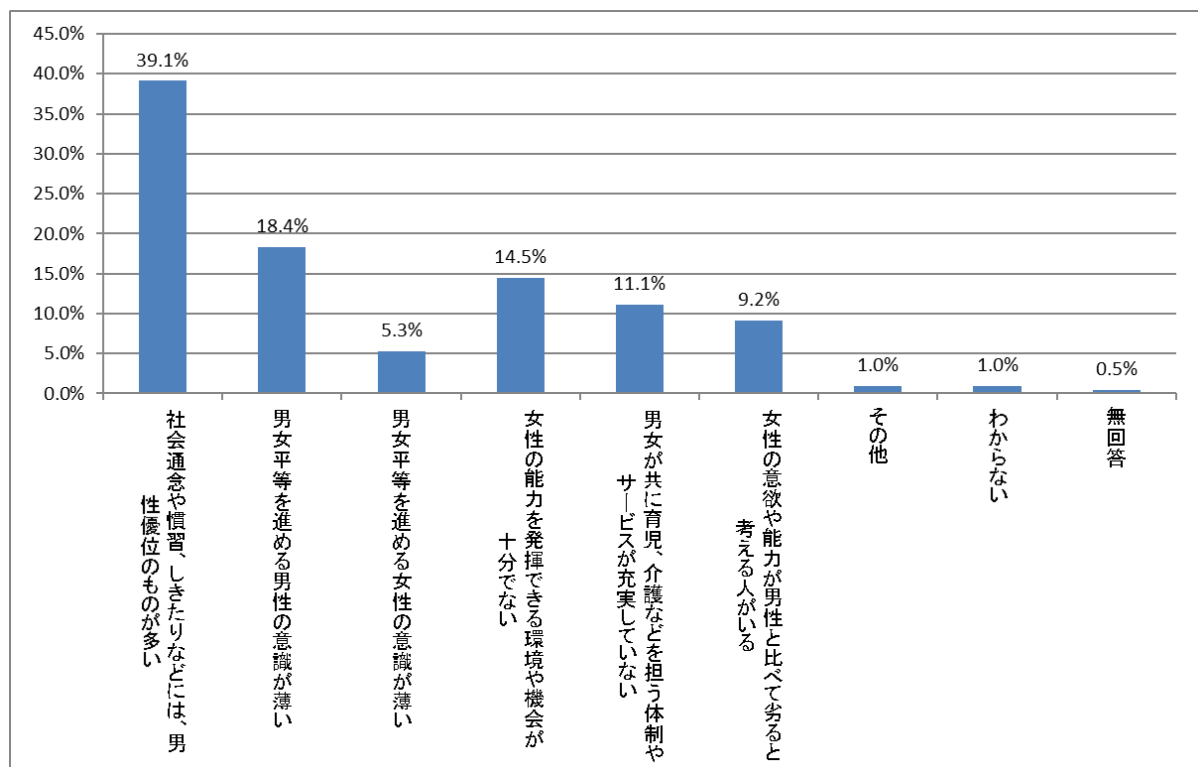


長洲町においても「男性の方が優遇されている」（「どちらかといえば優遇されている」を含む）と感じている割合が高くなっていますが、その理由としては、「社会通念や慣習、しきたりなどには男性優位のものが多い」「男女共同参画を進める男性の意識が薄い」「女性の能力を発揮できる環境や機会が十分でない」ことが挙げられています。

Q、あなたは長洲町全体で見た場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。



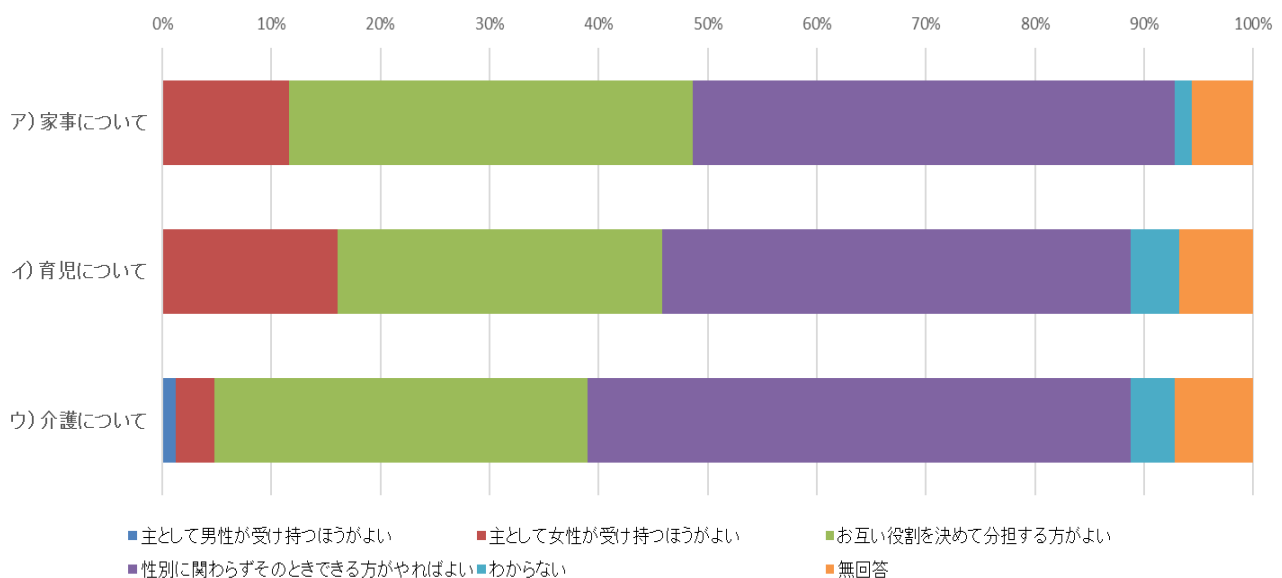
Q、長洲町全体で見て、男性の方が優遇されていると思われる原因は何ですか。



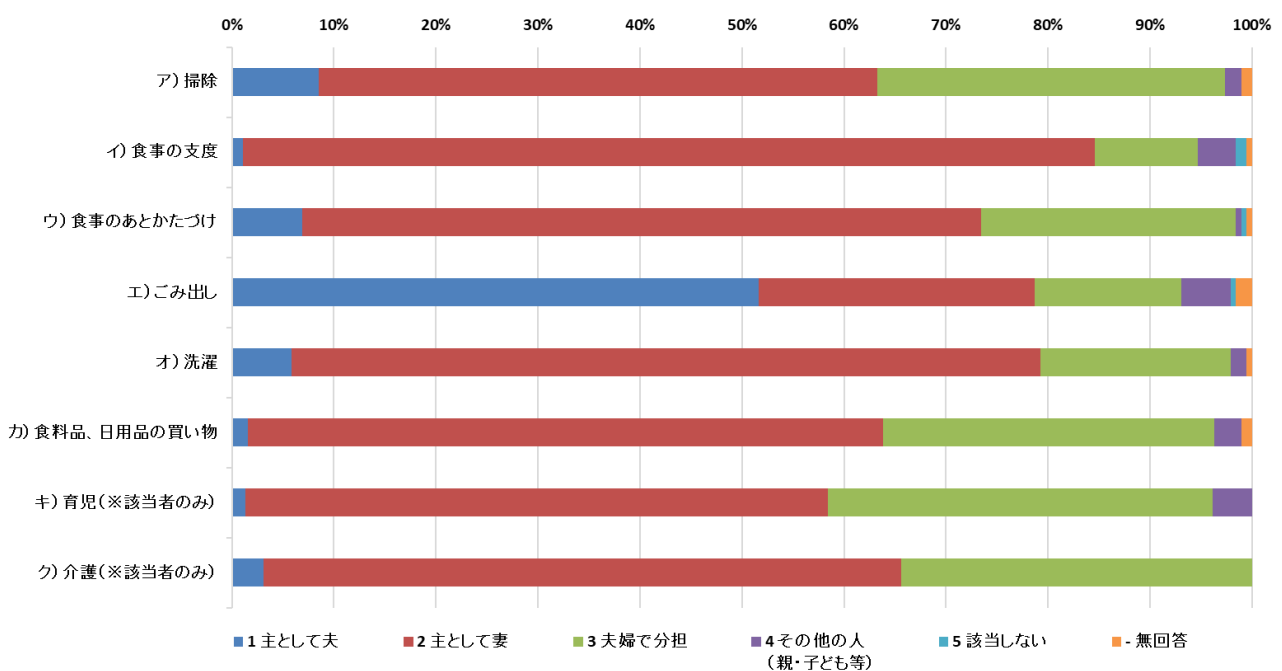
○家庭生活の男女の役割分担について

家庭内における男女の役割について、「お互い役割を決めて分担する方がよい」「性別に関わらずできる方がやればよい」と考えているの割合は高いものの、現実的には家庭内の役割分担は女性に偏っています。

Q、あなたは家庭内における男女の役割についてどうあるべきだと思いますか。



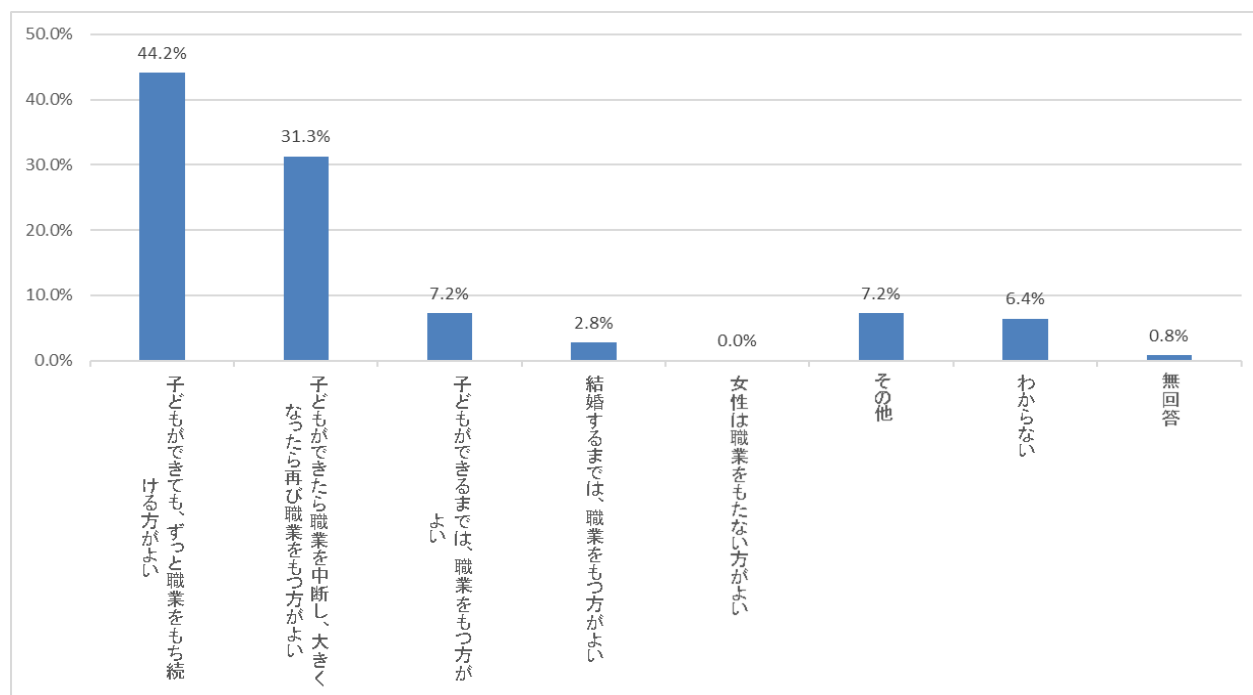
Q、あなたの家庭では、次の家事は主に誰がしていますか。



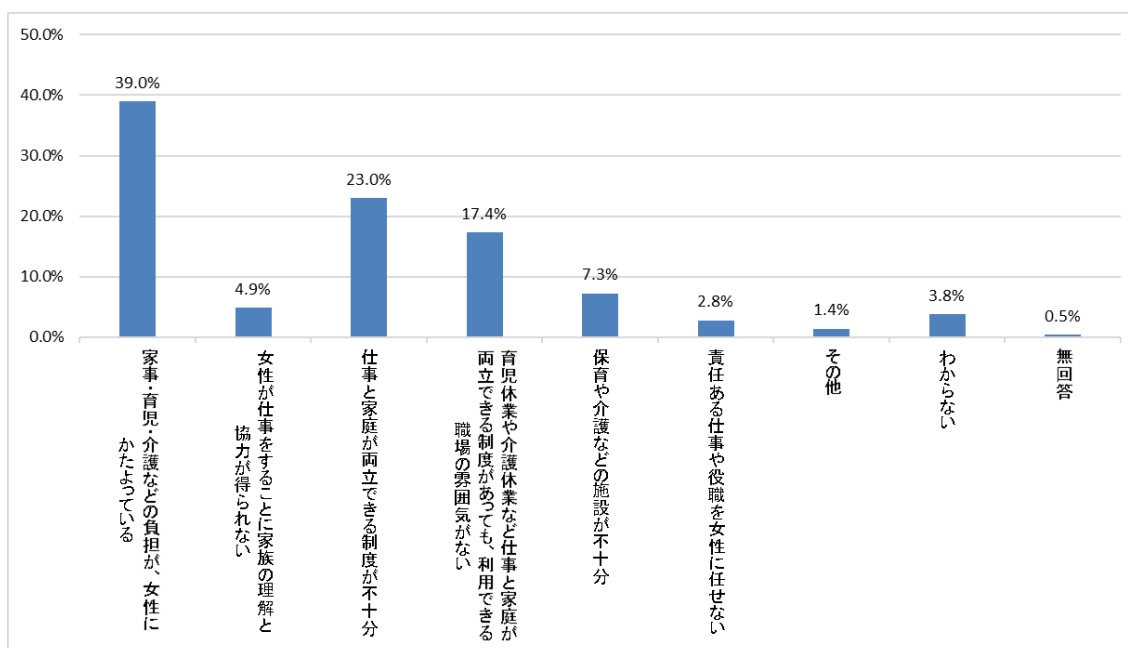
○女性の働き方について

女性は結婚や出産をしても仕事をすることが望まれています。女性が働き続けるためには、家事や育児、介護の負担軽減や制度の充実、そして職場の理解や家族の協力が求められています。

Q、女性が職業を持つことについてどのように考えますか。



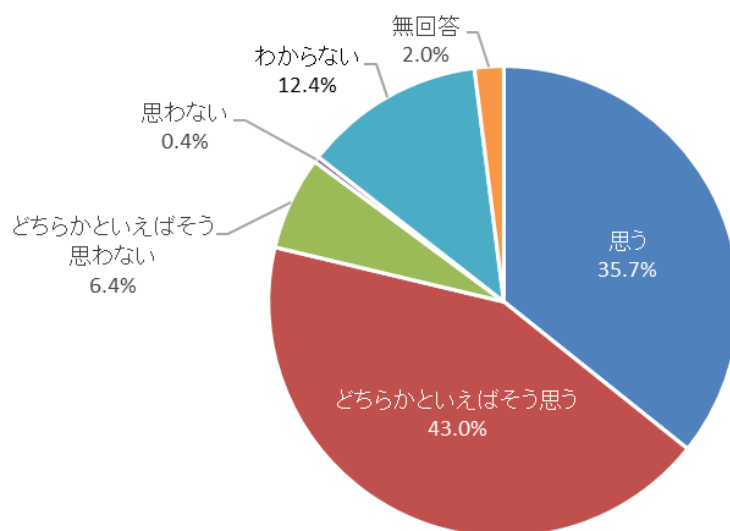
Q、女性が働く上での問題点はどのようなことだと思いますか。



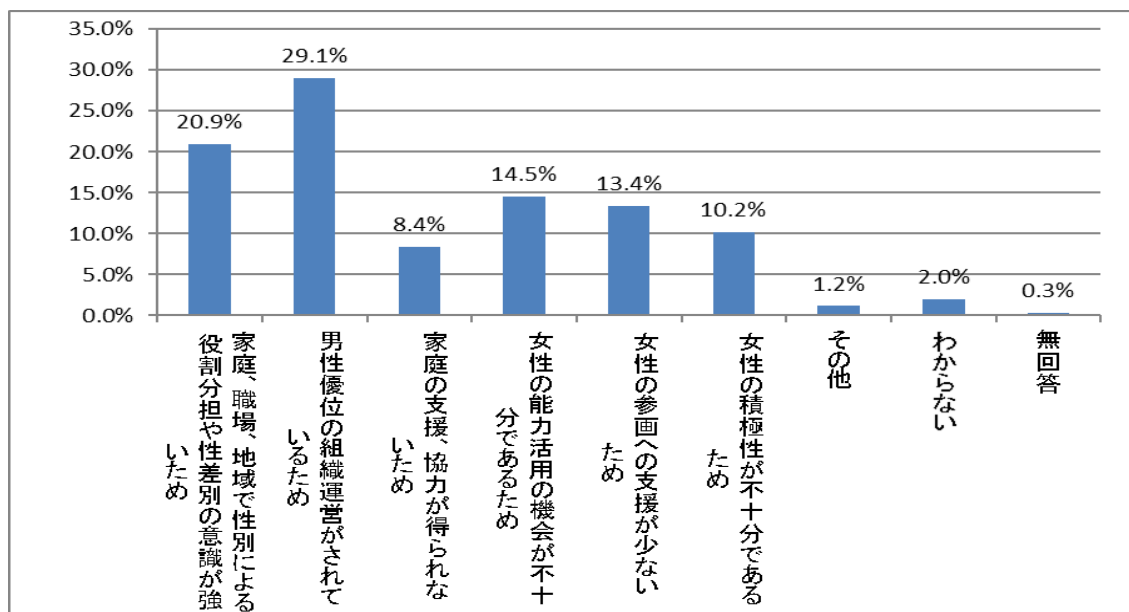
○女性の社会参画について

政策や方針決定の場において、女性の参画を求める割合は高くなっていますが、男性優位の組織運営や、性別による差別意識などが、いまだ女性参画が少ない原因と考えられています。

Q、あなたは、女性が自治体の首長（知事や市町村長）や議会議員、企業の管理職や団体役員などによって、政策の企画立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになればいいと思いますか。



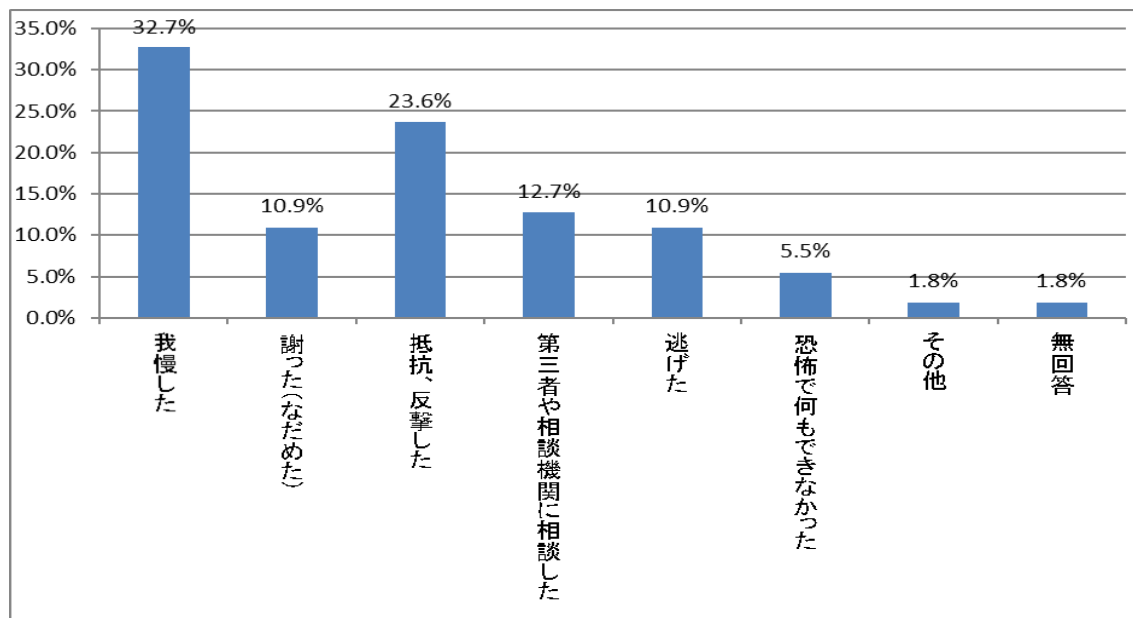
Q、「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や決定の場に女性の参画がいまだに少ない」と言われていますが、あなたはその原因は何だと思えますか。



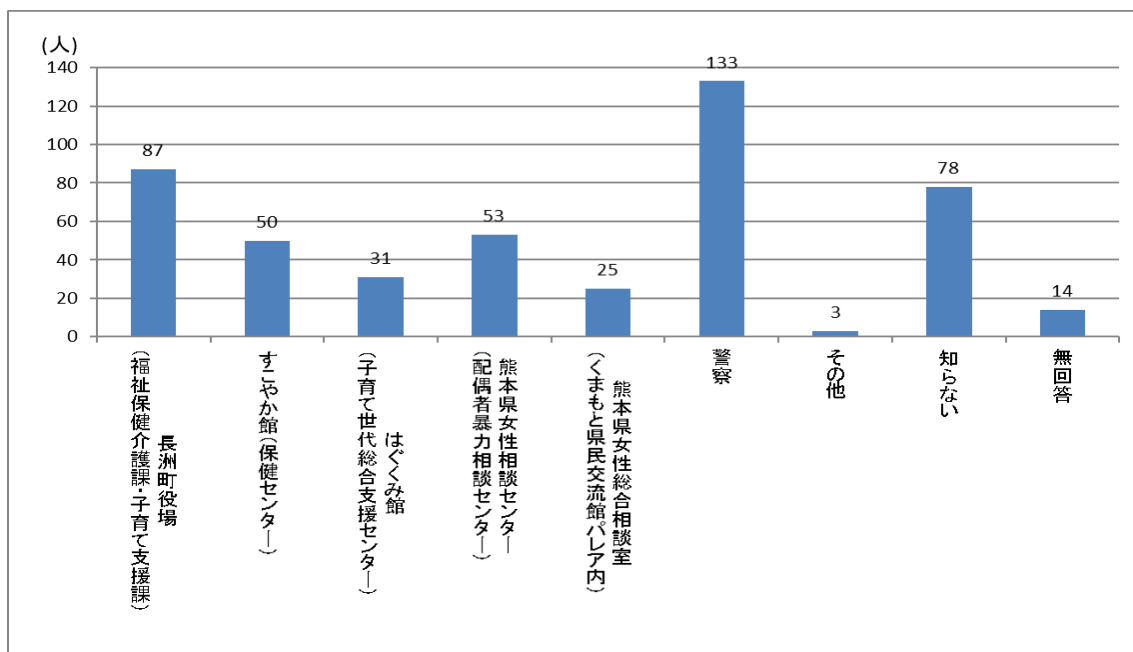
○配偶者等からの暴力（DV）・ハラスメントについて

DVを受けたときの対応は、「我慢した」と答えた割合が最も高くなっており、回答した約3割（249人中78人）が相談機関を「知らない」と答えています。

Q. DVを受けたときどうしましたか。



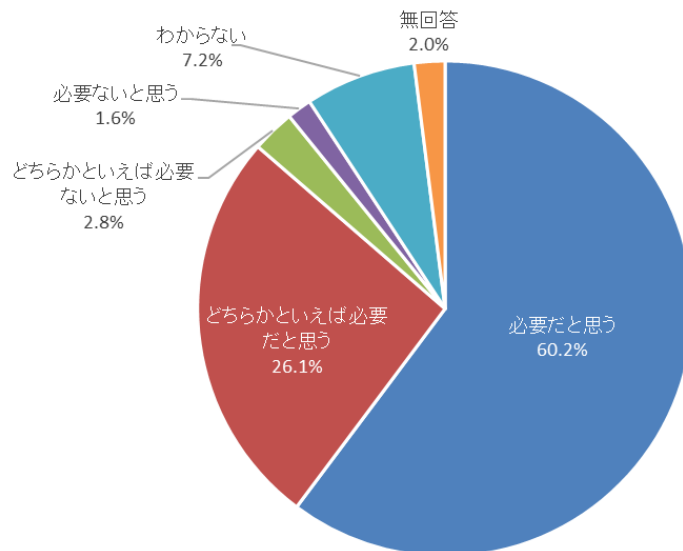
Q. DVに関する問題を相談できる機関が町内、県内にありますが、ご存知の機関を教えてください。



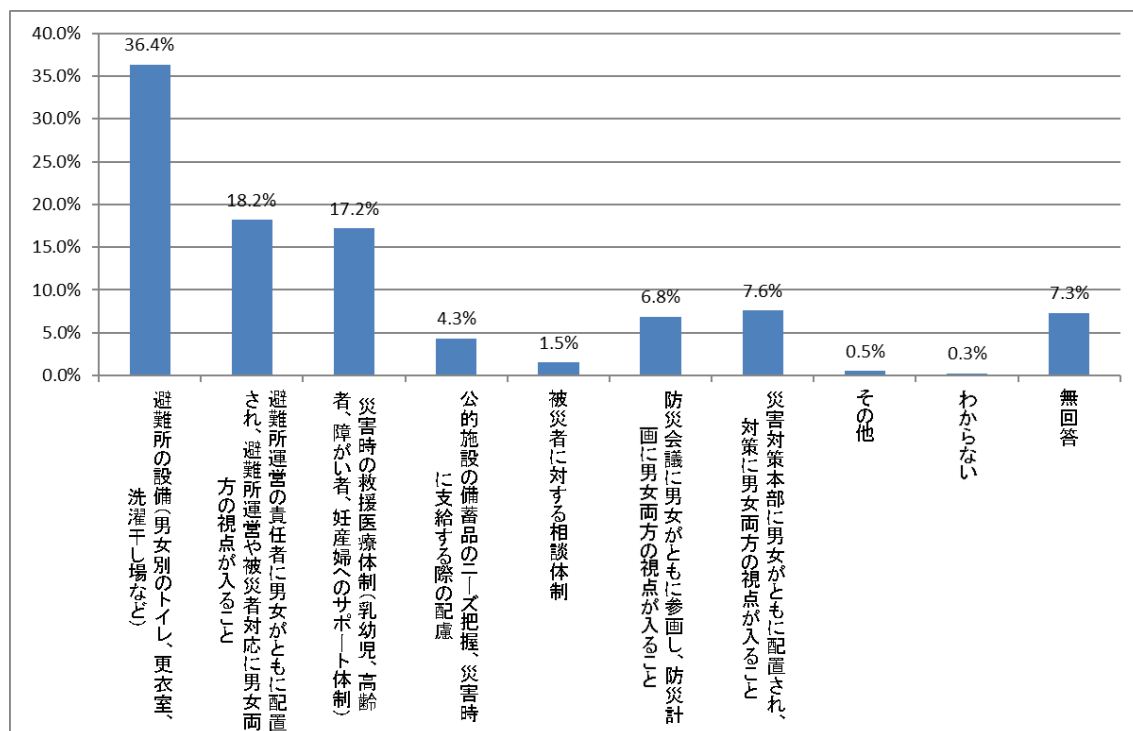
○防災の分野における男女共同参画について

防災体制や災害時等においては、性別に配慮した避難所運営や男女共同参画の視点が求められています。

Q、防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要だと思いますか。



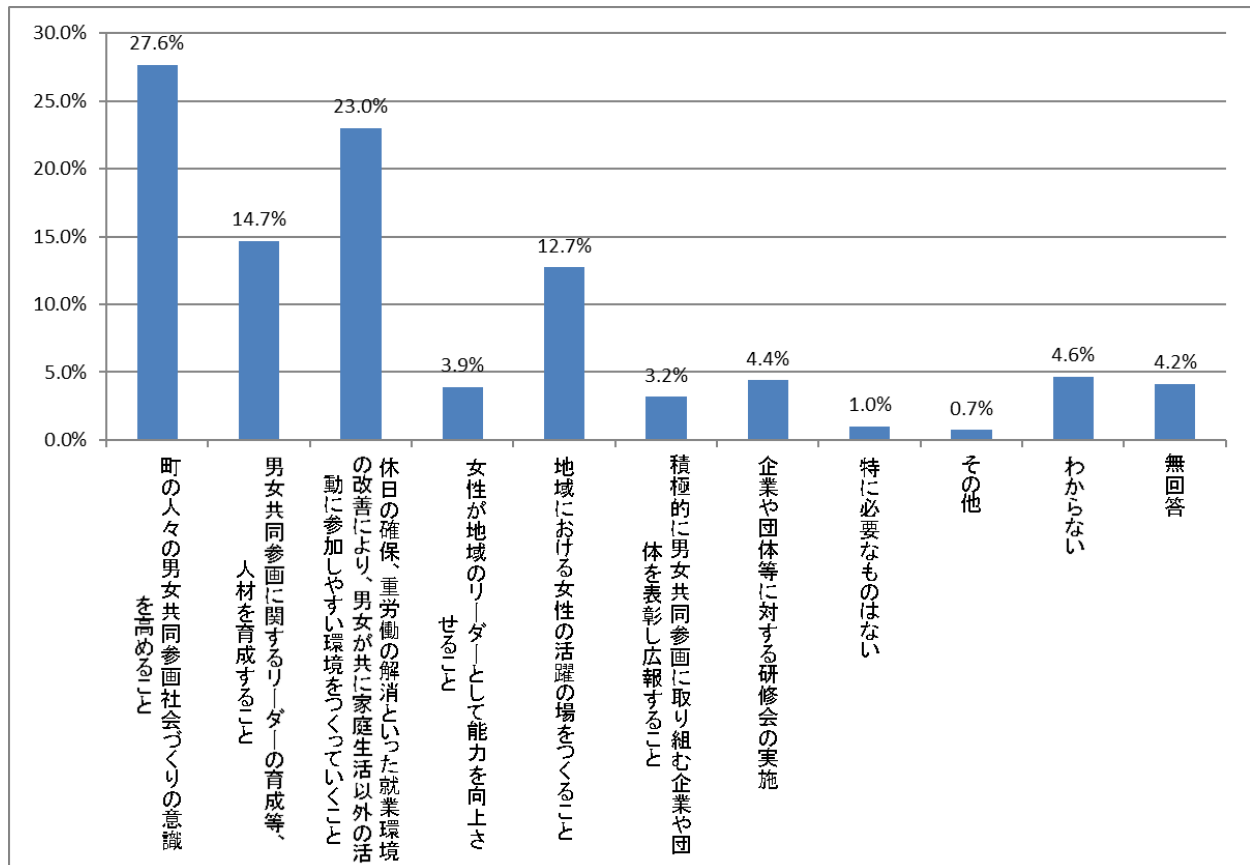
Q、防災、復興支援対策において、性別に配慮した対応が必要なことは何だと思いますか。



○男女共同参画社会の推進について

長洲町で男女共同参画を進めていくためには、「町の人々の男女共同参画社会づくりの意識を高めること」をはじめ、「休日の確保、重労働の解消といった就業環境の改善により、男女が共に家庭生活以外の活動に参加しやすい環境をつくっていくこと」「男女共同参画に関するリーダーの育成等、人材を育成すること」「地域における女性の活躍の場をつくること」が求められています。

Q、長洲町で男女共同参画を進めるために必要なことは何だと思いますか。



7 課題と取り組みの方向性

第3次計画の達成状況や町民意識調査の結果等を踏まえ、課題と今後取り組んでいくべき方向性について整理しました。

・男女共同参画意識の向上と固定的性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会に対する人々の意識は、時代とともに変わりつつあるものの、性別による役割分担意識や性差に関する偏見、これを反映した社会慣行などは依然として残っており、その解消に向けた意識の改革が必要です。

・政策、方針決定過程への女性の参画促進

政策や方針決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。政策の立案から実施にわたるすべての過程に、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の登用促進に取り組む必要があります。

・仕事と家庭生活を両立できる環境づくり

働く女性が増えている一方で、家庭での家事・育児・介護などの多くは女性が担っていることから、女性の負担が大きくなっていると考えられます。共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境の整備が必要です。

・女性に対する暴力の根絶と相談体制の充実

DVをはじめとする暴力は、個人の尊厳を侵害するものであり、決して許されるものではありません。安全で安心な暮らしを実現するためには、あらゆる暴力の根絶への取り組みと、誰もが安心して相談できる体制づくりが必要です。

・男女共同参画の視点を踏まえた防災・減災対策の推進

災害時においては、避難所等における男女のニーズや、災害から受ける影響の違いに配慮することが必要です。自主防災活動や避難所運営などに男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要となります。

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

2 計画の期間

3 計画の基本理念

4 計画の基本目標

5 計画の体系

6 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

(2) 庁外の推進体制

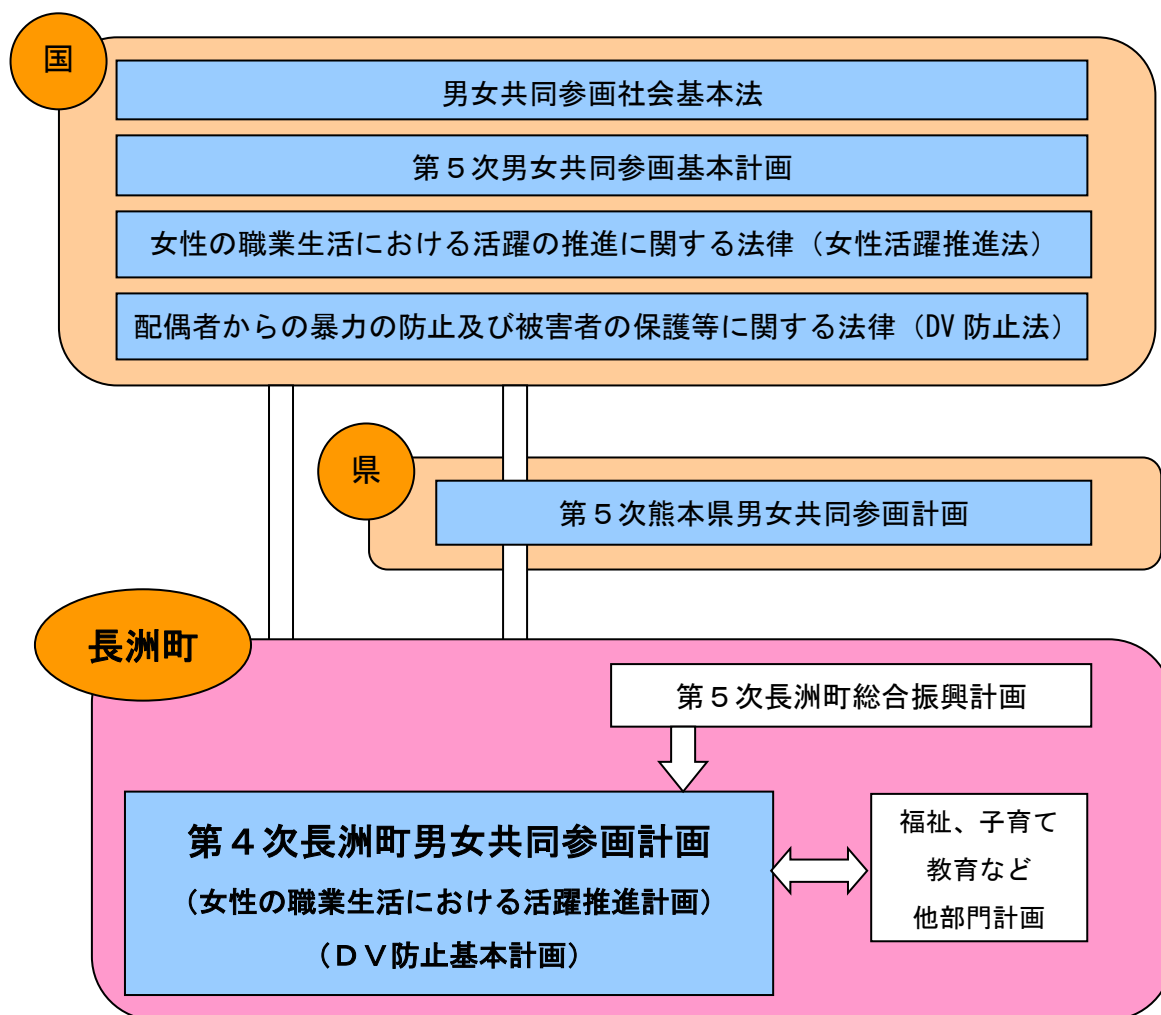
(3) 町民、事業所、行政との協働推進体制

1 計画の位置付け

この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画であり、本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や事業を総合的かつ効果的に推進するため、国及び県の男女共同参画計画との整合性に配慮しながら策定するものです。

また、この計画は、本町における取り組みの継続性を保つため、上位計画である「第5次長洲町総合振興計画」はもとより、他の部門計画との整合性に留意し、町民意識調査（令和2年3月実施）の結果や、長洲町男女共同参画社会推進懇話会の意見を踏まえ策定しています。

さらに、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（第6条第2項）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」（第2条の3第3項）に定める市町村推進計画として位置付けます。



2 計画の期間

本計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6年間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により修正等が必要な場合は、随時、計画の見直しを行うこととします。

3 計画の基本理念

だれもがいきいきと

個性と能力を発揮できるまち

「男女共同参画」とは、「性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校などあらゆる分野において参画する機会を得ることで、一人一人の個性と能力を発揮しながら、共に責任を担って、協力していくこと」であります。

この計画では、『だれもがいきいきと個性と能力を発揮できるまち』を基本理念として行政、家庭、学校、企業、地域が一体となって、長洲町における男女共同参画社会の実現を目指します。

4 計画の基本目標

本計画では、「だれもがいきいきと個性と能力を発揮できるまち」という基本理念のもと、次の3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

基本目標Ⅰ

あらゆる分野における女性の参画拡大

日本の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ世界の動きと比較すると、非常に遅れたものとなっており、世界経済フォーラムが公表している政治や経済分野等への女性の参画を示す『※ジェンダー・ギャップ指数 令和元(2019)年』において、日本は、153 カ国中 121 位と、平成 27(2015)年の 101 位からさらに順位を下げています。

こうした中、政府は、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」として、女性の参画が進んでいる分野の取り組みの共有や、進捗が遅れている分野の課題の分析に一層取り組むなど、あらゆる分野における女性の参画拡大をさらに進めていくこととしています。

女性の活躍推進は、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化する中であって、多様な視点によってイノベーションを促進し、経済社会に活力をもたらすものであり、持続的な経済成長のために不可欠なものです。人口の半分、労働力人口の 4 割以上を占める女性の視点が、政治や経済、社会などあらゆる分野に反映されるために、女性の人材育成や女性があらゆる分野に参画できる環境づくりへの取り組みを進めていく必要があります。

基本目標Ⅱ

男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

男女が互いの人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくこと、また互いの身体的性差を十分に理解し合いながら、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができることは、男女共同参画社会の形成のための前提条件です。

特に暴力は、重大な人権侵害であり、その防止と被害からの回復のための取り組みは、すべての人が安心して暮らせる社会づくりを目指すための重要な課題でもあります。

また、生活困窮世帯やひとり親家庭、高齢者や障がいがある人、外国人、性的少数者などは、生活の中で様々な困難を抱える場合があることから、それぞれの背景事情に十分配慮しながら、日常に感じている不安や不便の軽減を図り、安心して暮らすための支援が求められます。

さらに、地震、津波や風水害等の大規模災害は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。人口の半分は女性であり、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることは、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって重要です。

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

男女共同参画を推進する様々な取り組みが進められ、法制度の整備も進んできましたが、依然として社会全体の意識や実態が変わるまでには至っていません。

その要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり社会によって作られ、人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の偏見があることが挙げられます。男女共同参画社会を実現していくためには、このような意識や偏見・固定観念にとらわれることなく、一人ひとりがお互いを尊重しながら、主体的で多様な選択を行い、自分らしく生きられることが重要です。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が活躍し続けられる環境の整備とともに、仕事と家事・子育て・介護を両立できる支援基盤整備の推進により男女の多様な選択を可能とする必要があります。

※ジェンダー・ギャップ指数・・・世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標のこと。

5 計画の体系

【基本理念】

だれもがいきいきと個性と能力を発揮できるまち

基本目標	施策方針	主要施策
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 行政における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 女性職員の管理職等への登用の促進 (3) 男女共同参画意識の向上と職場環境の整備
	2 職場における男女共同参画の推進 女性の職業生活における活躍推進計画	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 多様な働き方の促進 (3) 女性活躍の推進と労働環境の整備
	3 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における女性参画の促進 (2) 地域リーダーの育成
II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 DV防止基本計画	(1) あらゆる暴力の根絶と予防啓発 (2) ハラスメントや暴力を許さない社会づくりの推進 (3) 相談体制の充実
	2 生涯を通じた暮らしや健康支援	(1) 貧困など生活上の困難を抱えた人への支援 (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり (3) ライフステージに応じた健康支援 (4) 妊娠・出産等に関する健康支援
	3 男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の推進	(1) 地域防災における男女共同参画の推進 (2) 女性の視点を反映した防災・減災対策の推進
III 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	1 男女共同参画の実現に向けた意識啓発と教育の充実、人権の尊重	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 (2) 社会制度や慣行の見直し (3) 幼少期からの男女共同参画教育の推進 (4) あらゆる人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進
	2 男女の子育て・介護環境の整備	(1) 子育てと仕事の両立への支援 (2) 介護と仕事の両立への支援 (3) 男性の家事・育児・介護への参画促進 (4) 男性の育児・介護休暇の取得促進

6 計画の推進体制

本計画では事業所・各種団体、地域、学校そして町民の皆様と一体となった取り組みを進めるため、次の推進体制により各種施策に取り組みます。

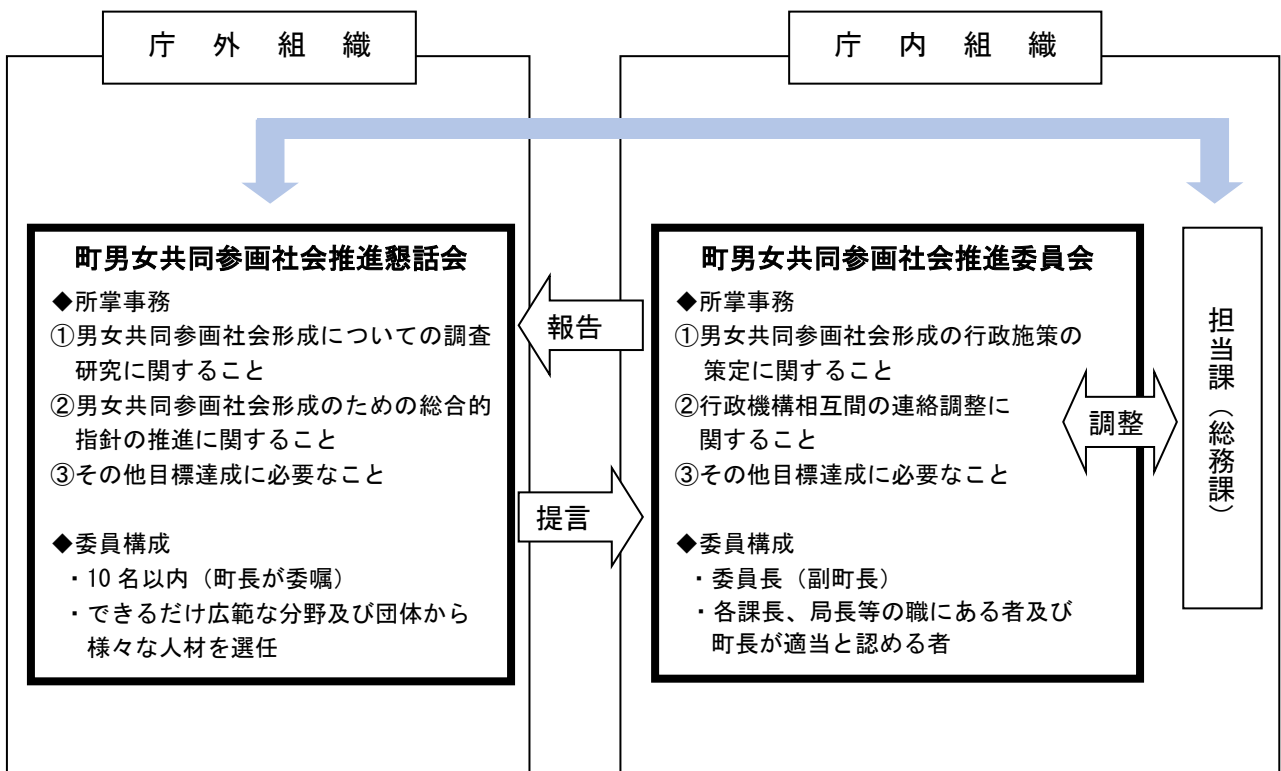
(1) 庁内の推進体制

男女共同参画は庁内全課にまたがる施策であり、総務部門、福祉部門、産業部門、教育部門など、各分野における男女共同参画に関する課題等について把握し分析する必要があるため、管理職をメンバーとする「長洲町男女共同参画社会推進委員会」を設置しています。

(2) 庁外の推進体制

町民からの幅広い意見を聞くため、庁外の組織として「長洲町男女共同参画社会推進懇話会」を設置しています。

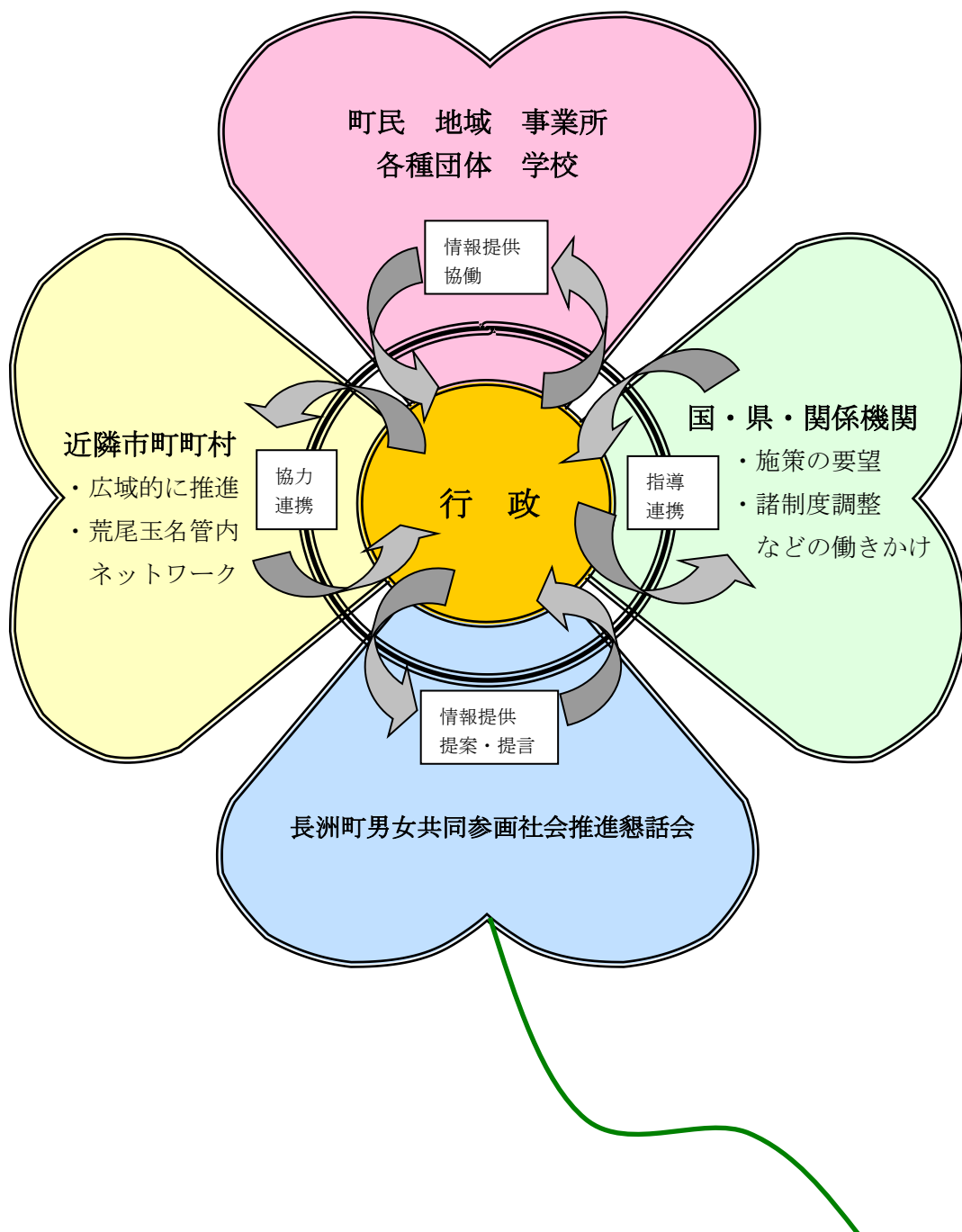
< 庁内組織と庁外組織の連携イメージ >



(3) 町民、事業所、行政との協働推進体制

男女共同参画を町全体で一体的に推進するため、町民、地域、事業所、各種団体、長洲町男女共同参画社会推進懇話会、学校及び行政との連携を図り、情報を共有しながら協働して各種施策に取り組めます。

< 協働推進体制イメージ >



第 3 章 施策の展開

基本目標Ⅰ

あらゆる分野における女性の参画拡大

基本目標Ⅱ

男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会実現のための意識改革・
就業環境の充実

指標項目と目標値

施策方針1 行政における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町が令和2年3月に実施した意識調査では、「政策の企画立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになればいいと思いますか」の質問に、あわせて約8割の人が「思う」「どちらかといえばそう思う」と答えています。

政治・行政分野における女性の参画は、少しずつ進んできてはいるものの、本町においても女性議員3名(21.4%)、女性職員の比率32.8%、女性職員の役職(管理職・監督職)登用比率17.6%と、全体的な割合で見るとまだ少ない状況となっています。また、各種審議会等における女性委員の積極的な登用に取り組んできましたが、目標の40%には届いていません。

人口の半分を占める女性の視点が、政治や経済、社会などあらゆる分野に反映されるためには、政策・方針決定過程において女性の参画が重要です。

行政は、施策を通じて男女共同参画の考え方を具体化する役割を担っています。あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、職員一人ひとりが男女共同参画の意義や必要性の理解を深め、率先して行動することが重要です。

【主要施策】

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性職員の管理職等への登用の促進
- (3) 男女共同参画意識の向上と職場環境の整備

政策・方針決定における意思決定の場への女性参画を推進し、多様な意思がまちづくりの政策・方針決定に公平・公正に反映される社会づくりを進めます。そのため、各種審議会・委員会等における女性委員の登用、管理・監督職への女性職員の登用を進めるとともに、各種研修やセミナー等への職員の派遣による人材育成及び男女共同参画意識のさらなる向上を図ります。

また、ハラスメント防止対策など、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進します。

【主な取り組み】

項 目	内 容	担当課
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等における女性委員の登用率について、令和8年度までに40%を目標に取り組みます。	全課
(2) 女性職員の管理職等への登用の促進	性別にかかわらず、個人の能力と適正に応じた職員配置と役職への登用を行います。	総務課
	外部団体が開催する研修など、各所で開催される研修・セミナー等への職員の参加を促進し、職員の育成を図ります。	総務課
(3) 男女共同参画意識の向上と職場環境の整備	研修等の開催やセミナー等への参加により、職員の男女共同参画意識の向上を図ります。	総務課
	ハラスメントの防止に向け、規定による相談体制を整備し、働きやすい職場環境の確保に努めます。	総務課

施策方針 2 職場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

女性活躍推進法においては、自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であるとして、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備などにより女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るとしています。

女性がその視点や潜在的な力を活かし就労することは、経済社会の持続的な発展や企業の活性化という点からも重要な意義を持ちます。

一人ひとりがそれぞれのライフステージにおけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取り組みを進め、働きたい人がその能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進むなど、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされています。働く環境の変化を踏まえつつ、仕事と家庭の両立を支援しながら、性別にとらわれない人材の育成、登用を図る必要があります。

【主要施策】

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 多様な働き方の促進
- (3) 女性活躍の推進と労働環境の整備

働くことを希望する女性が仕事と子育て、介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、それぞれのライフステージにおけるワーク・ライフ・バランスに向けた事業所の取り組みを推進します。

また、事業所における時短勤務、フレックスタイムやテレワークなどの普及を図り、柔軟で多様な働き方を促進するとともに、女性の多様な生き方や働き方を進めるための起業やチャレンジを支援します。

さらに女性の活躍を推進していくため、労働環境の整備促進に向け、事業所に対し男女共同参画の啓発活動を行うとともに、情報の提供に努めます。

【主な取り組み】

項 目	内 容	担当課
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	事業所に対して広報誌等での各種情報提供を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する啓発及び推進に努めます。	総務課
	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む事業所を優良事業所として認定、公表し、取り組み事業所の拡大を図ることで男女が働きやすい環境の整備を促進します。	総務課
	「男女共同参画社会に関する企業実態調査」の実施により町内事業所の実態の把握に努めるとともに、男女共同参画推進のための施策の検討を行います。	総務課
(2) 多様な働き方の促進	フレックスタイムやテレワークなど、柔軟で多様な働き方を実現するための事業所の取り組みを推進します。	総務課
	女性の妊娠・出産・育児に伴う就業環境整備に向けた事業所の取り組みを推進します。	総務課
	起業等を支援し、人材育成のための講習会・研修会等の開催情報や情報提供を行います。	まちづくり課 総務課
(3) 女性活躍の推進と労働環境の整備	事業所に対し、男女雇用機会均等法や管理職への女性登用等、女性の活躍推進に関する情報の提供を行うとともに、ハラスメント防止の啓発に努めます。	総務課
	農林水産業や商工業において、女性の活躍を推進するための普及啓発活動を行うとともに、6次産業化に向けた取り組みへの女性の参画を推進します。	農林水産課 まちづくり課
	家族経営の農業における、※家族経営協定締結の啓発及び支援に努めます。	農林水産課

※家族経営協定・・・農業を営む家族が、経営方針や役割分野、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、話し合いの上取り決めるもの。

施策方針 3 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

人口が減少していく中、活力のある地域社会を維持するには、様々な地域活動に男女ともに多様な年齢層の参画を進めることが重要です。

現在、自治会や地域団体などの会長等の役職は男性が多くを占めていますが、これからは、女性もリーダーとして地域活動に参画し、男性も女性もそれぞれの視点や豊かな知識・経験を広く活動に活かすなど、地域における男女共同参画の推進が重要です。

【主要施策】

- (1) 地域活動における女性参画の促進
- (2) 地域リーダーの育成

多方面にわたる地域の課題解決のためには、男女が共に参画し活動を行うとともに、それぞれの意見を取り入れ、反映していくことが大切です。地域の慣行や慣習にとらわれず、男性も女性も積極的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるよう、男女共同参画の意識普及を図るとともに、地域におけるリーダーの育成にも努めます。

【主な取り組み】

項 目	内 容	担当課
(1) 地域活動における女性参画の促進	男女共同参画の趣旨の普及を図り、自治会や諸団体等における女性の役員登用を促進します。	全課
	男性も女性も積極的に地域活動に参加できるよう、講座や講演会の開催により男女共同参画意識の普及を図ります。	総務課
(2) 地域リーダーの育成	男女共同参画に関する研修会等への参加により地域のリーダーを育成し、男女共同参画意識の普及を図ります。	総務課
	「長洲町人材バンク制度」や「地域の人づくり講座」等により、人材の発掘及び育成に取り組みます。	総務課 生涯学習課

施策方針１ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

主に女性に対する暴力は、男女が互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画の形成を大きく阻害するものです。特に、配偶者からの暴力（DV）は被害者だけではなく、その子どもにも悪影響を与えます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安やストレスから、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、本町においても配偶者等からの暴力や虐待に関する相談件数が増加しています。さらに、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなど新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、暴力を容赦しない社会づくりや、若年層への予防啓発等の取り組み、誰も被害者にも加害者にもならないための意識啓発が必要です。

あらゆる暴力の根絶に向けて取り組むとともに、被害者に対しては、相談体制の充実を図り、関係機関と連携協力しながら、保護から生活・就業の支援など被害者の立場に立った迅速で的確な支援が求められます。

【主要施策】

- (1) あらゆる暴力の根絶と予防啓発
- (2) ハラスメントや暴力を許さない社会づくりの推進
- (3) 相談体制の充実

DVをはじめとする暴力は、個人の尊厳を侵害するものであるため、あらゆる暴力を未然に防止するとともに、被害の潜在化の防止及び自立までの切れ目のない支援に努めます。あわせて、若い世代への予防教育を充実し、誰も被害者にも加害者にもならないための意識啓発と情報提供を行います。

また、DVやハラスメントなどの暴力を許さない社会を形成していくため、あらゆる機会を通じて予防と根絶のための意識啓発を進めるとともに、事業所等に対しセクハラやマタハラなどのハラスメント行為防止に向けた啓発に努めます。

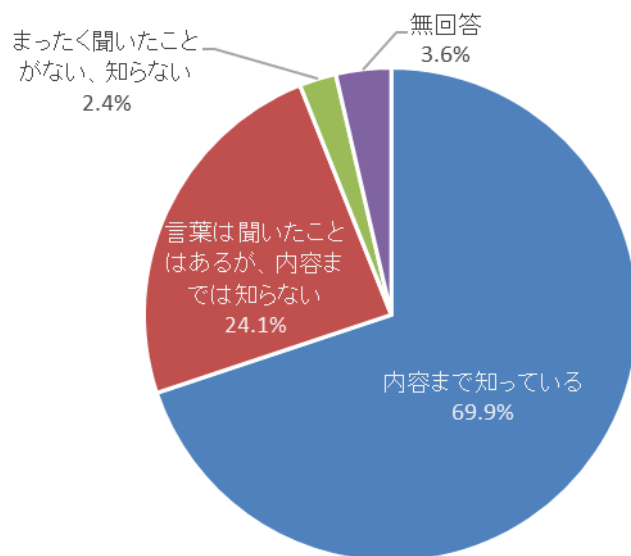
さらに、被害者に対しては、関係部署及び関係機関と情報共有や連携強化を図り、被害者の立場に立った迅速で的確な支援に努めるとともに、誰もが安心して相談できる体制づくりと相談窓口の周知に取り組みます。

【主な取り組み】

項 目	内 容	担当課
(1) あらゆる暴力の根絶と予防啓発	D V等あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行うとともに、被害の潜在化の防止及び自立までの切れ目のない支援に努めます。	子育て支援課 福祉保健介護課 学校教育課 総務課
	デートD VやJ Kビジネス、性犯罪など、若年層が暴力に巻き込まれないための予防啓発に取り組みます。	学校教育課 子育て支援課
(2) ハラスメントや暴力を許さない社会づくりの推進	セクハラやD Vなど様々なハラスメントや暴力の防止に向け、あらゆる場での啓発活動や研修等に努めます。	総務課 学校教育課 福祉保健介護課 子育て支援課 生涯学習課
	ハラスメントについての理解の促進と防止について、事業所などへの情報提供と啓発に努めます。	総務課
	防犯灯や防犯カメラの設置を促進し、犯罪が発生しにくい安全安心な環境づくりを進めます。	総務課
(3) 相談体制の充実	被害者の立場に立った適切な対応ができるよう、相談内容に応じて関係部署及び関係機関と情報の共有や連携強化を図ります。	子育て支援課 福祉保健介護課 学校教育課 住民環境課 総務課
	相談窓口の周知とともに、相談しやすい窓口体制の整備と研修等による職員の資質向上を図ります。	子育て支援課 福祉保健介護課 学校教育課 住民環境課 総務課
	個人情報の管理の徹底に努めます。	全課

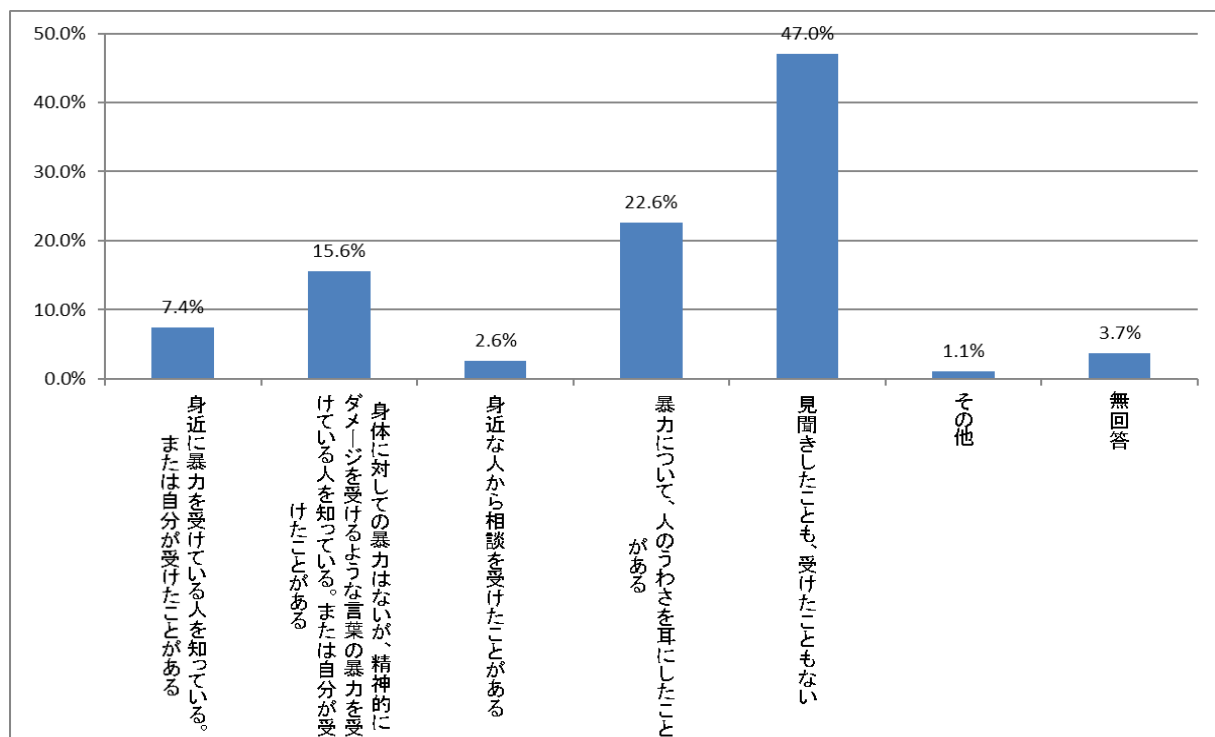
<参考>

Q. ドメスティック・バイオレンス（DV）について、あなたはどの程度ご存知ですか。



『長洲町 男女共同参画に関する町民意識調査』（令和2年3月実施）

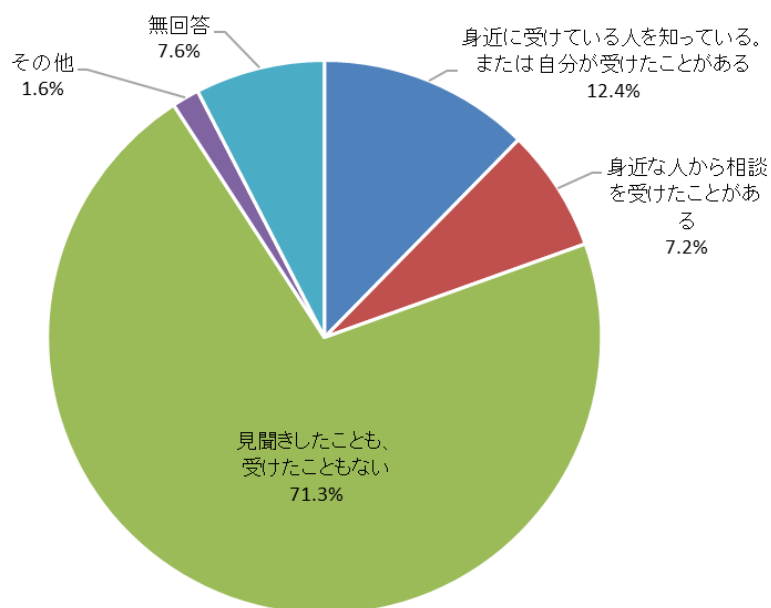
Q. あなたは、パートナーからの暴力について、身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。



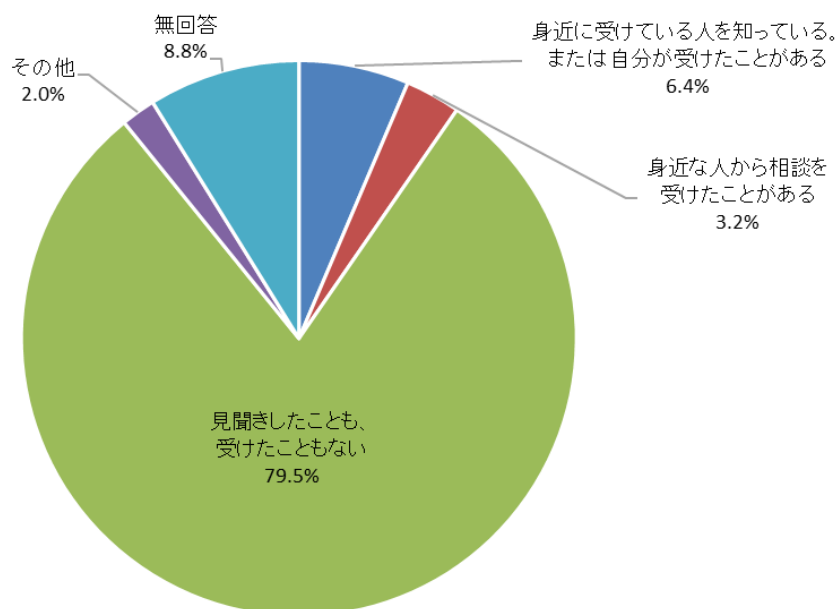
『長洲町 男女共同参画に関する町民意識調査』（令和2年3月実施）

Q. 次のハラスメントについて、身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。

「セクシャル・ハラスメント」



「マタニティ・ハラスメント」・「パタニティ・ハラスメント」



※セクシャル・ハラスメント・・・職場などにおける性的な嫌がらせのこと。

※マタニティ・ハラスメント・・・女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける嫌がらせや不当な扱いのこと。

※パタニティ・ハラスメント・・・育児のために休暇や時短勤務を希望する男性に対する嫌がらせのこと。

『長洲町 男女共同参画に関する町民意識調査』（令和2年3月実施）

施策方針２ 生涯を通じた暮らしや健康支援

【現状と課題】

生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができることは、男女共同参画社会の形成のための前提条件です。

非正規雇用労働者や単身世帯、ひとり親世帯の増加により、経済上の困難に陥りやすい人が増えている中で、長期的な展望に立った就労支援や、貧困の連鎖を断ち切るための生活困窮世帯への教育支援、様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められています。

また、高齢者や障がい者、外国人などは、生活の中で様々な困難を抱える場合があることから、それぞれの背景事情に十分配慮しながら、日常に感じている不安や不便の軽減を図り、安心して暮らせる支援が求められます。

さらに、生涯を通じた健康の保持のためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、性差に応じた健康を支援することが大切です。特に女性の心身状態は、ライフステージごとに大きく変化するという特性があり、生涯を通じて男女は異なる健康上の課題を抱えることに留意するとともに、長期的、継続的かつ総合的な観点に立った健康の増進の支援が求められます。

【主要施策】

- (1) 貧困など生活上の困難を抱えた人への支援
- (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
- (3) ライフステージに応じた健康支援
- (4) 妊娠・出産等に関する健康支援

男女共同参画社会の実現を目指すためには、生涯を通じて心身ともに健康で、安全安心に生活できることが基本的な要件です。

貧困などにより生活困窮に直面する家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援、貧困等の連鎖を断ち切るために子どもへの教育、さらには次世代を担う子ども・若者が、社会生活を円満に営むことができるよう支援します。

また、高齢者の健康づくりや生きがいづくりをはじめ、あらゆる人が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の整備や、障がい者、外国人などが個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができる社会づくりに取り組みます。

性別や年齢などに応じた適切な健康の保持や増進を図るとともに、特に女性の妊娠・出産期は、健康にとっての大きな節目であるため、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制の構築を推進します。

【主な取り組み】

項 目	内 容	担当課
(1) 貧困など生活上の困難を抱えた人への支援	子どもへの教育、さらには、次世代を担う子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう関係機関との連携を図り、必要な支援に取り組みます。	学校教育課 子育て支援課 福祉保健介護課
	ひとり親家庭等への医療費の助成、多子世帯保育料の無料化などにより子育て家庭に対する経済的支援を行います。	子育て支援課
	経済的自立を含めた各種支援制度の周知に努め、生活上の悩みや問題を解消するため相談体制の充実を図ります。	全課
	子どもから高齢者まで幅広い世代に応じた消費者教育を実施し、住民の消費生活力の向上を図ります。	総務課
(2) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり	高齢者、障がい者への相談体制の充実を図るとともに、外国人に対する相談・支援体制を整備します。	福祉保健介護課 まちづくり課
	介護予防・介護保険・障がい者福祉についての情報提供を行い、サービスの充実に努めます。	福祉保健介護課
	地域の介護予防拠点施設や高齢者支援施設「げんきの館」、公民館等における健康教室や生涯学習講座の開催など、様々な取り組みにより生きがいがづくり・健康づくりに取り組みます。	福祉保健介護課 生涯学習課
	災害時における高齢者や障がい者、外国人の避難行動対策に取り組みます。	福祉保健介護課 総務課 まちづくり課
(3) ライフステージに応じた健康支援	予防・早期発見のための基本健診や各種がん検診など健診体制の充実と受診率向上及び健診受診後の指導体制の充実に努めます。	福祉保健介護課
	歯及び口腔の健康の維持・増進のため、各ライフステージにおける歯科保健事業の充実に努めます。	福祉保健介護課
	各種予防接種の助成により、接種率向上に努めるとともに感染症対策の拡充と予防に関する啓発活動に取り組みます。	福祉保健介護課
	男性料理教室、家族のための離乳食教室など、幅広い年代を対象に男女共同参画の視点に立った食育事業に取り組みます。	福祉保健介護課

(4) 妊娠・出産等 に関する健康支援	妊婦健診・乳幼児健診などを充実させ、母子の健康支援を行います。	福祉保健介護課
	子育ての不安や悩みの相談に応じ、妊娠から出産、育児にわたり切れ目のない支援を行います。	福祉保健介護課 子育て支援課

施策方針 3 男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の推進

【現状と課題】

災害は、地震や津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくるともいわれています。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

国では、過去の災害対策における経験をもとに、平成 25 年に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成、令和 2 年 5 月には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を示しています。過去の災害の教訓から、予防、応急対策、復旧・復興など全ての局面において、女性の視点を反映した地域の災害対応力の強化が求められています。

【主要施策】

- (1) 地域防災における男女共同参画の推進
- (2) 女性の視点を反映した防災・減災対策の推進

災害時には、平常時における課題がより一層顕著に現れるため、平常時からの男女共同参画社会づくりが防災や復興を進める基盤となります。自主防災活動などにおいて男性も女性もあらゆる年代の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の基盤づくりを促進します。

また、避難所においては男女のニーズの違いに配慮した運営に取り組むとともに、防災や復興の意志決定の場への女性の参画を促進し、男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進します。

【主な取り組み】

項 目	内 容	担当課
(1) 地域防災における男女共同参画の推進	あらゆる年代の男女が自主防災組織や活動に参画することを促し、男女共同参画の視点を反映した地域防災の基盤づくりを進めます。	総務課
	避難所運営において男女共同参画の視点を取り入れるとともに、防災、災害等の現場における女性の参画を推進します。	総務課
(2) 女性の視点を反映した防災・減災対策の推進	防災会議や消防団への女性登用を促進するとともに、地域の防災を担う女性リーダーの育成を推進します。	総務課

施策方針 1 男女共同参画の実現に向けた意識啓発と教育の充実、人権の尊重

【現状と課題】

私たちは、「男は仕事、女は家庭」など、長い歴史の中で社会的に作られた「男性の役割、女性の役割」を、幼い頃から「男らしさ・女らしさ」として身につけるよう求められます。これにより、性別によって無意識のうちに自分の可能性を制限したり、人の行動を判断したりする意識のことを「固定的性別役割分担意識」といいます。

また、誰もが育つ環境や所属する集団の中で、知らず知らずのうちに持つ既成概念や固定観念は、見た目や性別、年齢等により無意識の先入観や偏見をもたらし、一人ひとりの能力や意思、適性によらずに歪んだ判断をしてしまうという弊害があります。

このような意識や固定観念にとらわれることなく、互いの人権が尊重される男女共同参画社会の実現のためには、家庭、地域、学校、職場等における学習と継続的な意識啓発が必要です。

あわせて、近年ＩＣＴやＳＮＳの普及に伴い、各種メディアによってもたらされる多くの情報からの影響は、大人だけではなく、子どもも含め、ますます大きくなっていることから、受け取った情報を主体的に読み解き、適切に発信することが求められます。

【主要施策】

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- (2) 社会制度や慣行の見直し
- (3) 幼少期からの男女共同参画教育の推進
- (4) あらゆる人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進

男女共同参画社会の実現のためには、性別で役割を決める「固定的役割分担意識」の解消が重要です。お互いを認め合い、多様な選択ができるよう、男女共同参画の理解促進を図ります。

また、次世代を担う子どもたちが、互いを尊重する心を育み、個性と能力を発揮できるよう、幼少期からの男女共同参画教育を推進するとともに、性別にかかわらず、互いの人権が尊重される地域社会の実現に向けて、人権尊重に向けた意識啓発や、※ＬＧＢＴなど性の多様性に関する理解促進に向けた情報提供に取り組みます。

あわせて、インターネットやテレビ、ＳＮＳなど、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また、適切に発信する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。

※ＬＧＢＴ・・・「Ｌ：レズビアン（女性同性愛者）」「Ｇ：ゲイ（男性同性愛者）」「Ｂ：バイセクシュアル（両性愛者）」「Ｔ：トランスジェンダー（性別違和）」の頭文字を組み合わせたもの。

【主な取り組み】

項 目	内 容	担当課
(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	「男らしさ、女らしさ」「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、講演会などの開催により意識啓発を行います。	総務課
	町ホームページや広報誌などあらゆる広報媒体を活用して男女共同参画の意識づくりを進めます。	総務課
	※メディア・リテラシーの向上を図るための啓発や学習機会の充実に努めます。	学校教育課 生涯学習課 総務課
(2) 社会制度や慣行の見直し	家庭や地域における実態の把握に努め、対策についての検討を行います。	総務課
(3) 幼少期からの男女共同参画教育の推進	学校における男女共同参画についての理解促進を目的とした教育に取り組みます。	学校教育課
	発達段階に応じた性に関する学習や道徳学習による正しい知識習得により、命やお互いを大切にする気持ちを育む教育に取り組みます。	学校教育課 子育て支援課
(4) あらゆる人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進	町全体での各種講演会や研修会の開催など、人権教育の啓発・普及に取り組みます。	生涯学習課
	家庭、地域、事業所など、それぞれの場でそれぞれの状況に応じた人権教育・学習機会の提供に取り組みます。	生涯学習課
	小中学校などの教育分野における人権教育の推進を図ります。	生涯学習課 学校教育課
	法務局等と連携し、人権に関する意識啓発や相談事業に取り組みます。	住民環境課

※メディア・リテラシー・・・メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また、適切に発信する能力のこと。

施策方針 2 男女の子育て・介護環境の整備

【現状と課題】

国の調査によると、生産年齢人口が減少する中で、女性の就業者は平成 27 年から令和元年までの間で約 230 万人が増え、第 1 子出産後に女性が就業を継続する割合は、これまで 4 割前後で推移していたものが、近年 53.1%と大きく上昇しています。「※M字カーブ問題」は、改善に向かいつつあるとも言われていますが、一方で仕事と家庭生活の両立の負担から、非正規雇用での復職や再就職を選ばざるを得ないといった現状も課題となっています。

家庭生活では、家事や育児、介護などの責任を男女がともに担うことが大切ですが、現実には女性の負担が大きく、女性が仕事と家庭生活を両立することが困難な状況にあります。

また、人生 100 年時代の到来により、男女ともに介護の担い手としての負担増大の可能性も高まっています。今後はさらに男女がともに家族の一員として責任を担いながら、職業生活と家庭生活の両立を可能とするための支援が求められます。

※M字カーブ・・・日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するカーブがMのような形になること。

【主要施策】

- (1) 子育てと仕事の両立への支援
- (2) 介護と仕事の両立への支援
- (3) 男性の家事・育児・介護への参画促進
- (4) 男性の育児・介護休暇の取得促進

共働き世帯の増加、核家族化が進む中、男女が共に就業を継続しながら、安心して子育てや介護が両立できるよう、子育てや介護における各種サービスの提供及び情報提供に取り組みます。

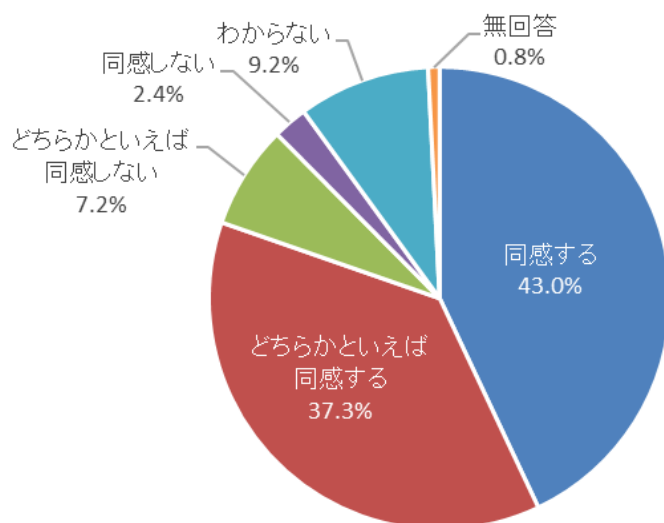
また、固定的性別役割分担意識を背景に、女性に偏りがちな家事や育児、介護などに男性も積極的に関わることができるよう、男性の家庭参画を支援するとともに、育児や介護のために必要な休業制度などの情報提供に努めます。

【主な取り組み】

項 目	内 容	担当課
(1) 子育てと仕事の両立への支援	安心して働きながら子育てができるよう、保育サービスの充実や子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携により仕事と子育ての両立を支援します。	学校教育課
	ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者に特化した相談窓口を周知するとともに、職業訓練など職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	まちづくり課
(2) 介護と仕事の両立への支援	要介護等高齢者を抱える家族を支援するため、介護保険制度等に関する情報提供と相談体制の充実を図ります。	福祉保健介護課
	介護の負担が当事者に集中しないよう、社会全体で支える介護体制の構築を図ります。	福祉保健介護課
(3) 男性の家事・育児・介護への参画促進	料理教室、育児講座、介護講座など、家庭における男性の参画を促進するための各種講座等に取り組みます。	福祉保健介護課 子育て支援課 生涯学習課
	男女がともに家事を担うことの重要性を理解し、子育てや介護への男性の積極的な参加を促すための情報提供を行います。	総務課 福祉保健介護課 子育て支援課
(4) 男性の育児・介護休暇の取得促進	男性の育児・介護休暇の取得促進に向け、就業環境の整備に向けた事業所の取り組みを推進し、情報提供に努めます。	総務課

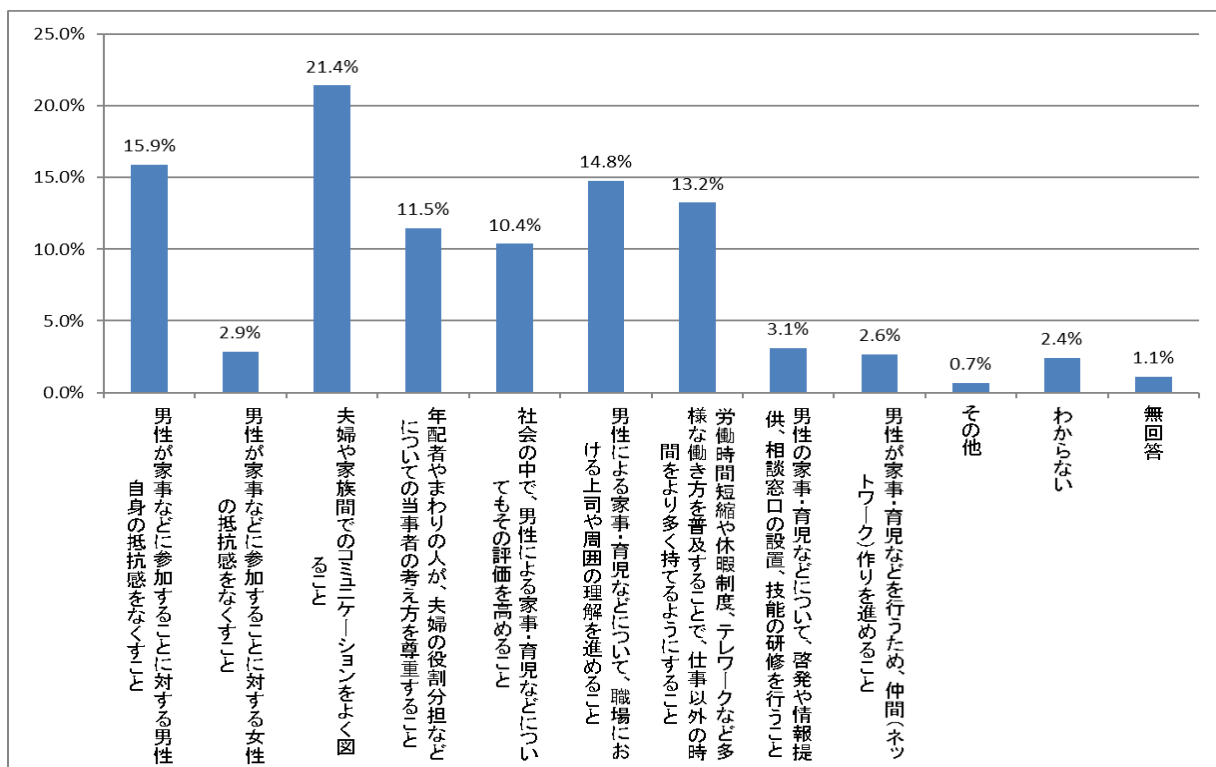
<参考>

Q. 男性が「育児休業」や「介護休業」を取得することについてどう思いますか。



『長洲町 男女共同参画に関する町民意識調査』（令和2年3月実施）

Q. 今後男性が、家事、育児、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。



『長洲町 男女共同参画に関する町民意識調査』（令和2年3月実施）

指標項目と目標値

本計画では、下記の項目について目標値を設定し、達成に向けた取り組みを推進していきます。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大			
指 標 項 目		現況 (R2)	目標値 (R8)
町の審議会等委員に占める女性の割合		32.4%	40%
町職員の各役職に占める女性の割合	課長級以上	7.1%	14%
	係長級以上（課長級以上を除く）	20.4%	30%
町内事業所の各役職に占める女性の割合	部長相当職	7.1%	12%
	課長相当職	8.8%	18%
	係長相当職	12.2%	30%
男女共同参画優良事業所認定数		8 事業所	20 事業所
農業委員に占める女性の割合		20%	20%
認定農業者数に占める女性の割合		21.5%	23%
家族経営協定締結農家数		13 件	15 件
自治会長に占める女性の割合		5.4%	10%
「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成研修」受講者数		13 人	20 人

基本目標Ⅱ 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現		
指 標 項 目	現状 (R2)	目標値 (R8)
子宮頸がん検診受診率（国民健康保険者のみ）	36.4% (R1)	50%
乳がん検診受診率（国民健康保険者のみ）	31.7% (R1)	50%
町防災会議の委員に占める女性の割合	8.7%	15%
消防団員に占める女性の割合	5.4%	5.4%

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実		
指 標 項 目	現状 (R2)	目標値 (R8)
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた町民の割合	16.1%	50%
「長洲町における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた町民の割合	26.9%	50%
固定的性別役割分担意識に同感しない（「どちらかといえば同感しない」を含む）町民の割合	63.1%	80%
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	75.9% (H27)	80%
町職員の男性の育児休業取得率	0%	30%
町内事業所における男性の育児休業取得率	7.76%	13%

参 考 資 料

- 1 長洲町男女共同参画推進懇話会委員名簿
- 2 長洲町男女共同参画社会推進懇話会設置要綱
- 3 長洲町男女共同参画社会推進委員会設置要綱
- 4 関係法令等
- 5 男女共同参画に関する町民意識調査報告書

(令和2年3月実施)

○長洲町男女共同参画推進懇話会委員名簿

	氏 名	役 職
1	田中 伏美	会 長
2	平川 り加	副会長
3	無津呂保成	
4	内野 昭弘	
5	児玉 章盛	
6	村上 太一	
7	坂本佐恵美	
8	水町 恵子	
9	石本 啓子	
10	田中 緑	

委員任期 H31. 4. 1～R3. 3. 31

○長洲町男女共同参画社会推進懇話会設置要綱

(平成 14 年 10 月 1 日長洲町告示第 66 号)

(設置目的)

第 1 条 男女が家庭や地域・職場などあらゆる分野に自由な意思で参画し、社会的責任を担うことのできる男女共同参画社会を築くための施策を推進することを目的とした男女共同参画社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(協議)

第 2 条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 男女共同参画社会形成についての調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会形成のための総合的指針の推進に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(構成)

第 3 条 懇話会の委員の定数は、10 人以内とする。

(委員の任期等)

第 4 条 委員は町長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年以内とし、委嘱した日からその翌年度の 3 月 31 日までとする。なお、欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。

(会長等)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長、それぞれ 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、懇話会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第 7 条 懇話会の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 19 日告示第 108 号)

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 27 日告示第 79 号)

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日告示第 45 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○長洲町男女共同参画社会推進委員会設置要綱

(平成 14 年 10 月 1 日長洲町告示第 67 号)

(設置目的)

第 1 条 男女共同参画社会を築くため、総合的な行政施策を推進することを目的とした長洲町男女共同参画社会推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画社会形成の行政施策の策定に関すること。
- (2) 行政機構相互間の連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員会の会長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、各課長、局長等の職にある者及び町長が適当と認める者をもって充てる。

(会長等)

第 4 条 会長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、総務課長がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が必要と認めるとき会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席で成立する。

(専門部会)

第 6 条 会長は、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部員は、会長が任命する。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日告示第 70 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条―第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条―第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の

男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究

その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第 3 条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、

農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

男女共同参画に関する町民意識調査 報 告 書

令和2年3月実施

熊本県 長洲町

〔 目 次 〕

1. 調査の概要	66
2. 標本校正とその特徴	67
3. 調査結果	70

（１）調査項目①「男女共同参画に関する意識について」 70

- 問1 次のア～クの分野において男女の地位は平等になっていると思いますか。
- ア 家庭生活では
 - イ 職場では
 - ウ 学校教育の場では
 - エ 政治の場では
 - オ 法律や制度の上では
 - カ 社会通念・習慣・しきたり等では
 - キ 地域活動の場では
 - ク 社会全体では
- 問2 男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会が実現されていると思いますか。
- 問3 長洲町全体で見た場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。
- 問4 長洲町全体で見た場合、「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思われる原因は何ですか。（複数回答：2つまで）

（２）調査項目②「家庭生活の男女の役割分担について」 75

- 問5 性別によって役割を固定する考え方（例：「男は仕事、女は家庭」）についてどう思いますか。
- 問6 性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」または「どちらかといえば同感する」理由は何ですか。
- 問7 家庭内における男女の役割についてどうあるべきだと思いますか。
- ア 家事について
 - イ 育児について
 - ウ 介護について
- 問8 あなたの家庭では、ア～クの家事は主にだれがしていますか。
- ア 掃除
 - イ 食事の支度
 - ウ 食事のあとかたづけ
 - エ ごみ出し
 - オ 洗濯
 - カ 食料品、日用品の買い物
 - キ 育児（※該当者のみ）
 - ク 介護（※該当者のみ）

(3) 調査項目③「女性の働き方について」	80
問9 女性が職業をもつことについてどのように考えますか。	
問10 女性が働く上での問題点はどのようなことだと思いますか。(複数回答：2つまで)	
問11 男性が「育児休業」や「介護休業」を取得することについてどう思いますか。	
問12 今後男性が、家事、育児、介護、地域活動などに積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答：2つまで)	
(4) 調査項目④「女性の社会参画について」	84
問13 女性が自治体の首長(知事や市町村長)や議会議員、企業の管理職や団体役員などになって、政策の企画立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになればよいと思いますか。	
問14 「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や決定の場に女性の参画がいまだに少ない」と言われていますが、その原因は何だと思いますか。(複数回答：2つまで)	
(5) 調査項目⑤「配偶者等からの暴力(DV)・ハラスメントについて」	86
問15 ドメスティック・バイオレンス(DV)について、どの程度ご存知ですか。	
問16 パートナーからの暴力について、身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。(複数回答：あてはまるものすべて)	
問17 DVを受けたときどうしましたか。(複数回答：あてはまるものすべて)	
問18 DVに関する問題を相談できる機関が、町内、県内にありますが、ご存知の機関を教えてください。(複数回答：あてはまるものすべて)	
問19ー(1) セクシャル・ハラスメントについて、身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。(複数回答：あてはまるものすべて)	
問19ー(2) マタニティ・ハラスメントまたはパタニティ・ハラスメントについて、身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。 (複数回答：あてはまるものすべて)	
(6) 調査項目⑥「防災の分野における男女共同参画について」	89
問20 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要だと思いますか。	
問21 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なことは何だと思いますか。 (複数回答：2つまで)	
(7) 調査項目⑦「男女共同参画の推進について」	90
問22 長洲町で男女共同参画を進めるために必要なことは何だと思いますか。 (複数回答：2つまで)	
問23 自由意見・感想	91

1. 調査の概要

調査目的

長洲町における男女共同参画に関する町民の意識及び実態の変化を把握し、今後の男女共同参画行政を充実させていくための基礎資料とする目的で実施した。

調査設計

(1) 調査地域

長洲町全域

(2) 調査対象

町内に居住する18歳から79歳までの男女

(3) 標本の抽出方法

住民基本台帳から無作為に抽出

(4) 標本数

500人

(5) 調査項目

- ①男女共同参画に関する意識について
- ②家庭生活の男女の役割分担について
- ③女性の働き方について
- ④女性の社会参画について
- ⑤配偶者等からの暴力(DV)・ハラスメントについて
- ⑥防災の分野における男女共同参画について
- ⑦男女共同参画の推進について

(6) 調査実施期間

令和2年2月28日～令和2年3月27日

(7) 有効回収率

49.8% 有効回収数／設定標本数(249人／500人)

(8) 調査主体

長洲町役場 総務課 秘書係

２．標本構成とその特徴

本調査は、町内全域の１８歳から７９歳までの男女を対象として、住民基本台帳から乱数を用い無作為に５００人を抽出し実施（郵送にて配布・回収）し、その結果、２４９人の有効回答を得た。

以下、標本の特徴である。

（１）性別

男性が全体の５３．０％、女性が４６．２％、無回答が０．８％となっている。

	回答数	構成比
男性	132	53.0%
女性	115	46.2%
無回答	2	0.8%

（２）年齢別

４０歳代～７０歳代の回答が多くなっており、１０歳代と２０歳代の回答が少ない。

	回答数	構成比
10歳代	6	2.4%
20歳代	20	8.0%
30歳代	33	13.2%
40歳代	47	18.9%
50歳代	45	18.1%
60歳代	54	21.7%
70歳代	43	17.3%
無回答	1	0.4%

（３）校区別

長洲校区の回答が最も多く、続いて六栄校区となっている。

	回答数	構成比
長洲校区	85	34.1%
清里校区	23	9.3%
腹赤校区	58	23.3%
六栄校区	66	26.5%
無回答	17	6.8%

(4) 職業別、就労形態

「正規雇用」が一番多く38.6%、続いて「無職」21.7%、「非正規雇用（パート・アルバイト）」14.9%、「専業主婦・専業主夫」12.0%である。

	回答数	構成比
正規雇用	96	38.6%
非正規雇用(パート・アルバイト)	37	14.9%
会社経営・自由業・自営業・家業	16	6.4%
農林水産業	4	1.6%
専業主婦・専業主夫	30	12.0%
学生	4	1.6%
無職	54	21.7%
その他	4	1.6%
無回答	4	1.6%

(5) 配偶関係

「配偶者あり（事実婚を含む）」が70.7%、「未婚」が18.9%、「離・死別」が8.4%である。

	回答数	構成比
配偶者あり(事実婚を含む)	176	70.7%
離・死別	21	8.4%
未婚	47	18.9%
無回答	5	2.0%

(6) 家族構成

回答者の家族構成は、「親・子の二世代にわたる世帯」が最も多く、次に「夫婦だけの世帯」が多かった。

	回答数	構成比
単身世帯(ひとり暮らし)	23	9.2%
夫婦だけの世帯	79	31.7%
親・子の二世代にわたる世帯	107	43.0%
親・子・孫の三世代にわたる世帯	33	13.3%
その他	7	2.8%
無回答	0	0.0%

(7) 子どもについて

「いる」が73.5%、「いない」が26.5%である。

	回答数	構成比
いる	183	73.5%
いない	66	26.5%
無回答	0	0.0%

(8) 子どもの年代について

「その他（社会人等）」が47.4%で最も多く、次に「小学生」が14.7%となっている。

	回答数	構成比
3歳以下	20	8.6%
4歳以上～小学校入学前	20	8.6%
小学生	34	14.7%
中学生	15	6.5%
高校生	16	6.9%
大学・大学院生(高専・短大・専門学校を含む)	16	6.9%
その他(社会人等)	110	47.4%
無回答	1	0.4%

3. 調査結果

調査項目①「男女共同参画に関する意識について」

問1 次のア～クの分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

- ア 家庭生活 イ 職場 ウ 学校教育の場
エ 政治の場 オ 法律や制度の上 カ 社会通念・習慣・しきたり等では
キ 地域社会 ク 社会全体

<ア 家庭生活>

家庭生活の場では、「平等である」が44.6%と最も多い結果となったが、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が合わせて40.1%となった。一方で、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は合わせて5.2%であった。

	回答数	構成比
男性の方が優遇されている	20	8.0%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	80	32.1%
平等である	111	44.6%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	10	4.0%
女性の方が優遇されている	3	1.2%
わからない	22	8.9%
無回答	3	1.2%

<イ 職場>

職場では、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が32.5%と最も多く、「男性の方が優遇されている」と合わせると4割を上回る結果となった。次に「平等である」は、30.9%であったが、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は合わせて7.6%であった。

	回答数	構成比
男性の方が優遇されている	27	10.9%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	81	32.5%
平等である	77	30.9%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	18	7.2%
女性の方が優遇されている	1	0.4%
わからない	34	13.7%
無回答	11	4.4%

<ウ 学校教育の場>

「平等である」が45.8%と最も多く、「わからない」が29.3%との結果であった。

	回答数	構成比
男性の方が優遇されている	5	2.0%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	34	13.7%
平等である	114	45.8%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	7	2.8%
女性の方が優遇されている	2	0.8%
わからない	73	29.3%
無回答	14	5.6%

<エ 政治の場>

「男性の方が優遇されている」が41.0%と最も多く、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が合わせると7割近い結果となった。一方で、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は1.2%であった。

	回答数	構成比
男性の方が優遇されている	70	28.1%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	102	41.0%
平等である	34	13.7%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3	1.2%
女性の方が優遇されている	0	0.0%
わからない	34	13.7%
無回答	6	2.3%

<オ 法律や制度の上>

「平等である」が32.9%と最も多い結果となったが、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が合わせると38.2%であった。一方で、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は合わせて6.8%であった。

	回答数	構成比
男性の方が優遇されている	23	9.3%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	72	28.9%
平等である	82	32.9%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	15	6.0%
女性の方が優遇されている	2	0.8%
わからない	46	18.5%
無回答	9	3.6%

<カ 社会通念・習慣・しきたり等では>

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が49.4%で最も多く、「男性の方が優遇されている」と合わせると7割を上回る結果となった。一方で「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は合わせて2.4%であった。

	回答数	構成比
男性の方が優遇されている	55	22.1%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	123	49.4%
平等である	33	13.3%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4	1.6%
女性の方が優遇されている	2	0.8%
わからない	26	10.4%
無回答	6	2.4%

<キ 地域社会>

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が43.4%と最も多く、「男性の方が優遇されている」と合わせると半数を上回る結果となった。次に「平等である」は、25.7%であったが、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は合わせて4.0%であった。

	回答数	構成比
男性の方が優遇されている	25	10.0%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	108	43.4%
平等である	64	25.7%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	8	3.2%
女性の方が優遇されている	2	0.8%
わからない	39	15.7%
無回答	3	1.2%

<ク 社会全体>

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が55.4%と最も多く、「男性の方が優遇されている」と合わせると6割を上回る結果となった。次に「平等である」は16.1%であったが、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は合わせて4.8%であった。

	回答数	構成比
男性の方が優遇されている	23	9.2%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	138	55.4%
平等である	40	16.1%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	11	4.4%
女性の方が優遇されている	1	0.4%
わからない	32	12.9%
無回答	4	1.6%

問2 男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会が実現されていると思いますか。

「どちらかといえばそう思わない」が38.6%で最も多く、「思わない」と合わせると半数を超える結果となった。「思う」「どちらかといえばそう思う」は合わせて33.7%であり、「わからない」が12.9%であった。

	回答数	構成比
思う	12	4.8%
どちらかといえばそう思う	72	28.9%
どちらかといえばそう思わない	96	38.6%
思わない	37	14.9%
わからない	32	12.9%
無回答	0	0.0%

問3 長洲町全体で見た場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が36.6%で最も多く、次に「平等である」が26.9%となっている。また一方で、「女性の方が優遇されている」は0.8%とわずかであった。

	回答数	構成比
男性のほうに優遇されている	18	7.2%
どちらかといえば男性のほうに優遇されている	91	36.6%
平等である	67	26.9%
女性のほうに優遇されている	2	0.8%
分からない	63	25.3%
無回答	8	3.2%

問４ 長洲町全体で見た場合、「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思われる原因は何ですか。（複数回答：２つまで）

「社会通念や慣習、しきたりなどには男性優位のものが多い」が３９．１％と最も多く、次に「男女平等を進める男性の意識が薄い」が１８．３％となっている。また、「女性の能力を発揮できる環境や機会が十分でない」が１４．５％、「男女が共に育児、介護などを担う体制やサービスが充実していない」が１１．１％と続いている。

	回答数	構成比
社会通念や慣習、しきたりなどには、男性優位のものが多い	81	39.1%
男女平等を進める男性の意識が薄い	38	18.3%
男女平等を進める女性の意識が薄い	11	5.3%
女性の能力を発揮できる環境や機会が十分でない	30	14.5%
男女が共に育児、介護などを担う体制やサービスが充実していない	23	11.1%
女性の意欲や能力が男性と比べて劣ると考える人がいる	19	9.2%
その他	2	1.0%
わからない	2	1.0%
無回答	1	0.5%

《その他 自由意見》

○男性からと女性から感じる意思是違うと思う。（70代・男性）

○私の年代になると、若い時からの「男尊女卑」が尾を引いている。（70代・女性）

調査項目②「家庭生活の男女の役割分担について」

問5 性別によって役割を固定する考え方（例「男は仕事、女は家庭」など）について、どう思いますか。

「同感しない」「どちらかといえば同感しない」が合わせて63.1%、「同感する」「どちらかといえば同感する」が合わせて24.1%と否定派が肯定派を上回った。

	回答数	構成比
同感する	10	4.0%
どちらかといえば同感する	50	20.1%
どちらかといえば同感しない	76	30.5%
同感しない	81	32.6%
わからない	14	5.6%
無回答	18	7.2%

問6 性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」または「どちらかといえば同感する」理由はなんですか。

「男性は仕事、女性は家事(掃除・洗濯など)や育児に向いているから」が28.4%と最も多く、次に「家事・育児・介護などと両立しながら、妻が働くことは大変だと思うから」が25.0%、「夫が外で働いたほうが、多くの収入を得られると思うから」が18.3%、「夫婦の役割分担をはっきりした方が、家庭生活がうまくいくから」が13.3%と続いている。

	回答数	構成比
男性は仕事、女性は家事(掃除・洗濯など)や育児に向いているから	17	28.4%
家族を養うのは男性の責任で、子育てや夫の世話は女性の責任だから	5	8.3%
家事・育児・介護などと両立しながら、妻が働くことは大変だと思うから	15	25.0%
夫が外で働いたほうが、多くの収入を得られると思うから	11	18.3%
夫婦の役割分担をはっきりした方が、家庭生活がうまくいくから	8	13.3%
その他	3	5.0%
無回答	1	1.7%

《その他 自由意見》

○（本項目に）同感できる理由がない。（70代男性）

問7 あなたは家庭内における男女の役割についてどうあるべきだと思いますか。

＜ア 家事について＞

家事については、「性別に関わらずできる方がやればよい」が44.2%と最も多く、次に「お互い役割を決めて分担する方がよい」が37.0%となっている。また、「主として女性が受け持つ方がよい」は11.6%、「主として男性が受け持つ方がよい」は皆無であった。

	回答数	構成比
主として男性が受け持つ方がよい	0	0.0%
主として女性が受け持つ方がよい	29	11.6%
お互い役割を決めて分担する方がよい	92	37.0%
性別に関わらずそのときできる方がやればよい	110	44.2%
わからない	4	1.6%
無回答	14	5.6%

＜イ 育児について＞

育児についても、「性別に関わらずできる方がやればよい」が43.0%と最も多く、次に「お互い役割を決めて分担する方がよい」が29.7%となっている。また、「主として女性が受け持つ方がよい」は16.1%、「主として男性が受け持つ方がよい」は家事と同じく皆無であった。

	回答数	構成比
主として男性が受け持つ方がよい	0	0.0%
主として女性が受け持つ方がよい	40	16.1%
お互い役割を決めて分担する方がよい	74	29.7%
性別に関わらずそのときできる方がやればよい	107	43.0%
わからない	11	4.4%
無回答	17	6.8%

＜ウ 介護について＞

介護については、「性別に関わらずできる方がやればよい」が49.8%と最も多く、次に「お互い役割を決めて分担する方がよい」が34.2%になっている。また、「主として女性が受け持つ方がよい」は3.6%で家事、育児と比較すると低い割合であった。

	回答数	構成比
主として男性が受け持つ方がよい	3	1.2%
主として女性が受け持つ方がよい	9	3.6%
お互い役割を決めて分担する方がよい	85	34.2%
性別に関わらずそのときできる方がやればよい	124	49.8%
わからない	10	4.0%
無回答	18	7.2%

問8 あなたの家庭では、ア～クの家事は主にだれがしていますか。

ア 掃除 イ 食事の支度 ウ 食事のあとかたづけ エ ごみ出し オ 洗濯
カ 食料品・日用品の買い物 キ 育児（※該当者のみ） ク 介護（※該当者のみ）

<ア 掃除>

「主として妻」が54.8%、「主として夫」が8.5%であったが、「夫婦で分担」は34.0%であり、本設問の中では夫婦で分担している割合が高い項目の一つであった。

	回答数	構成比
主として夫	16	8.5%
主として妻	103	54.8%
夫婦で分担	64	34.0%
その他の人(親・子ども等)	3	1.6%
該当しない	0	0.0%
無回答	2	1.1%

<イ 食事の支度>

「主として妻」が83.5%であり、次に「夫婦で分担」が10.1%であった。「主として夫」はわずか1.1%であり、本設問の中では妻が担っている割合が一番高い項目であった。

	回答数	構成比
主として夫	2	1.1%
主として妻	157	83.5%
夫婦で分担	19	10.1%
その他の人(親・子ども等)	7	3.7%
該当しない	2	1.1%
無回答	1	0.5%

<ウ 食事のあとかたづけ>

「主として妻」が66.5%であり、次に「夫婦で分担」が25.0%であった。一方、「主として夫」は7.0%であった。

	回答数	構成比
主として夫	13	7.0%
主として妻	125	66.5%
夫婦で分担	47	25.0%
その他の人(親・子ども等)	1	0.5%
該当しない	1	0.5%
無回答	1	0.5%

<エ ごみ出し>

「主として夫」が51.6%であり、次に「主として妻」が27.1%であった。
本設問の中では、夫が担っている割合が一番高い項目であった。

	回答数	構成比
主として夫	97	51.6%
主として妻	51	27.1%
夫婦で分担	27	14.4%
その他の人(親・子ども等)	9	4.8%
該当しない	1	0.5%
無回答	3	1.6%

<オ 洗濯>

「主として妻」が73.4%であり、次に「夫婦で分担」が18.6%であった。
一方、「主として夫」は5.9%であった。

	回答数	構成比
主として夫	11	5.9%
主として妻	138	73.4%
夫婦で分担	35	18.6%
その他の人(親・子ども等)	3	1.6%
該当しない	0	0.0%
無回答	1	0.5%

<カ 食料品、日用品の買い物>

「主として妻」が62.2%、「主として夫」が1.6%であったが、「夫婦で分担」は32.4%であり、本設問の中では夫婦で分担している割合が高い項目の一つであった。

	回答数	構成比
主として夫	3	1.6%
主として妻	117	62.2%
夫婦で分担	61	32.4%
その他の人(親・子ども等)	5	2.7%
該当しない	0	0.0%
無回答	2	1.1%

＜キ 育児（※該当者のみ）＞

「主として妻」が57.1%、「主として夫」が1.3%であったが、「夫婦で分担」は37.7%であり、本設問の中では、夫婦で分担している割合が一番高い項目であった。

	回答数	構成比
主として夫	1	1.3%
主として妻	44	57.1%
夫婦で分担	29	37.7%
その他の人(親・子ども等)	3	3.9%

＜ク 介護（※該当者のみ）＞

「主として妻」が62.5%、「主として夫」が3.1%であったが、「夫婦で分担」は34.4%であり、本設問の中では、夫婦で分担している割合が高い項目の一つであった。

	回答数	構成比
主として夫	1	3.1%
主として妻	20	62.5%
夫婦で分担	11	34.4%
その他の人(親・子ども等)	0	0.0%

調査項目③「女性の働き方について」

問9 女性が職業をもつことについてどのように考えますか。

「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が44.2%と最も多く、次に「子どもができたなら職業を中断し、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が31.3%となった。子どもができて、職業を持つ方がよいという回答が全体の7割以上となった。

	回答数	構成比
子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい	110	44.2%
子どもができたなら職業を中断し、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	78	31.3%
子どもができるまでは、職業をもつ方がよい	18	7.2%
結婚するまでは、職業をもつ方がよい	7	2.8%
女性は職業をもたない方がよい	0	0.0%
その他	18	7.2%
わからない	16	6.5%
無回答	2	0.8%

《その他 自由意見》

- 子どもにしわ寄せがいかないならば、職業を持ち続けてもよいと思うし、家庭に入ってもよいと思う。各個人の事情や性格などにもよると思う。(40代・女性)
- 夫の理解があれば、「②子どもができたなら職業を中断し、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(60代・女性)
- 本人の意思を尊重すべき。(50代・男性)
- 本人の能力と希望による。(40代・女性)
- 決めつけるのはどうかと思う。タイミング、経験から。(50代・女性)
- 本人、家族が決める事。他人がどうこう言う事でもないし、生活環境や金銭問題で意にそぐわなくてもそうせざるを得ない方もいるだろうから。(50代・女性)
- その女性や家庭の状況により様々な考え方があってよい。(40代・女性)
- それぞれの立場で女性が選択すればいいと思うし、年を取っても(60歳以上)社会とつながっていたいならば、自分に合う仕事を持ってもいいと思う。人生百年の時代だから。そのためには健康でありたい。(60代・女性)
- 個人の希望に沿った社会との関わり方が選択できる社会(家庭)環境であれば、職業を持つ、持たないに、捉われなくてよいと思う(50代・女性)
- その時の状況に応じて。また本人の意向を含めて。(40代・男性)
- 本人の希望を尊重する方がよい(30代・男性)
- 各人の立場やライフスタイルによって、どれでもいいと思います。自由な選択ができるとよい。(30代・女性)
- 個々の自由である。(20代・男性)

- この質問そのものが女性に対して失礼である。(20代・男性)
- その人の生活スタイル(経済など)に合わせた選択の仕方だと思う。そのためには、職場や社会全体が支援すればよいのではと思う。(50代・女性)
- 家庭の経済状況や本人の意思で選択できるとよいと思います。(20代・女性)
- 本人の意思と家庭の状況を見て考えると良いと思う。(30代・女性)
- したい人はする、したくない人はしない、それぞれの希望にそえればよいと思います。(20代・女性)

問10 女性が働く上での問題点はどのようなことだと思いますか。(複数回答：2つまで)

「家事・育児・介護などの負担が、女性にかたよっている」が39.0%と最も多く、次に「仕事と家庭が両立できる制度が不十分」が23.0%、「育児休業や介護休業など仕事と家庭が両立できる制度があっても、利用できる職場の雰囲気がない」が17.4%と続いている。

	回答数	構成比
家事・育児・介護などの負担が、女性にかたよっている	166	39.0%
女性が仕事をするに家族の理解と協力が得られない	21	4.9%
仕事と家庭が両立できる制度が不十分	98	23.0%
育児休業や介護休業など仕事と家庭が両立できる制度があっても、利用できる職場の雰囲気がない	74	17.4%
保育や介護などの施設が不十分	31	7.3%
責任ある仕事や役職を女性に任せない	12	2.8%
その他	6	1.4%
わからない	16	3.7%
無回答	2	0.5%

《その他 自由意見》

- (本項目は)全てあてはまっていると思います。(70代・男性)
- 男性の育児休暇取得が困難。(10代・男性)
- 子育て期間中、朝・夕の時間帯を免除して仕事が続けられると良いと思いますが…。(70代・女性)
- (「育児休業や介護休業など仕事と家庭が両立できる制度があっても、利用できる職場の雰囲気がない」を選択した上で、)職場の制度にも余力がない(人員不足)(50代・女性)
- 社会全体で当たり前(自然・普通)のこととして捉えられていないところがあることと、性別によって選択できる職種や賃金格差がもしかしたらあるかもしれないこと。(または、見えないバリアのようなものがあって、そう思い込んでいる人がいるのではないかなと思うところ。雇う側、雇われる側にも)＝選択肢が少ない、または限られるイメージ。(50代・女性)
- お互い(夫婦)、職場の理解があるため、このようなことを考えたことがない。(40代・男性)

問 1 1 男性が「育児休業」や「介護休業」を取得することについてどう思いますか。

「同感する」「どちらかといえば同感する」と合わせて80.4%、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」が合わせて9.6%と肯定派が否定派を大きく上回った。

	回答数	構成比
同感する	107	43.0%
どちらかといえば同感する	93	37.4%
どちらかといえば同感しない	18	7.2%
同感しない	6	2.4%
わからない	23	9.2%
無回答	2	0.8%

《自由意見》

○育児、介護休暇を取得したのはいいが、別にすることがなく、パチンコや釣り、ゴルフに行って暇をつぶした等の話を耳にしました。(70代・男性)

問 12 今後男性が、家事、育児、介護、地域活動などに積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答：2つまで）

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が21.4%と最も多く、次に「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が15.9%、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が14.8%、「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなど多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が13.2%と続いている。

	回答数	構成比
男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	72	15.9%
男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	13	2.9%
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	97	21.4%
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること	52	11.5%
社会の中で、男性による家事・育児などについてもその評価を高めること	47	10.4%
男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること	67	14.8%
労働時間短縮や休暇制度、テレワークなど多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	60	13.2%
男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと	14	3.1%
男性が家事・育児などを行うため、仲間（ネットワーク）作りを進めること	12	2.6%
その他	3	0.7%
わからない	11	2.4%
無回答	5	1.1%

《その他 自由意見》

○頭の中の片隅には少なからず進めて行動できるように努力したいものです。（70代・男性）

○やる気。（50代・男性）

○国レベルでよい環境が図られること。

個を認め受け入れる→尊重し合う→様々な問題を社会全体で考える→制度・しくみが整う

→個々の満足感・余裕→優しさにつながる→差別・虐待・偏見のない社会。（50代・女性）

○職業によって取得できない（中小企業）。特に取得期間の1年半も取れない。（70代・男性）

調査項目④「女性の社会参画について」

問 1 3 女性が自治体の首長（知事や市町村長）や議会議員、企業の管理職や団体役員などになって、政策の企画立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになればよいと思いますか。

「思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて78.7%、「思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて6.8%と肯定派が否定派を大きく上回った。

	回答数	構成比
思う	89	35.7%
どちらかといえばそう思う	107	43.0%
どちらかといえばそう思わない	16	6.4%
思わない	1	0.4%
わからない	31	12.5%
無回答	5	2.0%

問 1 4 「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や決定の場に女性の参画がいまだに少ない」と言われていますが、その原因は何だと思われますか。（複数回答：2つまで）

「男性優位の組織運営がされているため」が29.1%と最も多く、次に「家庭、職場、地域で性別による役割や性差別の意識が強い」が20.9%、「女性の能力活用の機会が不十分であるため」が14.5%、「女性の参画への支援が少ないため」が13.4%と続いている。

	回答数	構成比
家庭、職場、地域で性別による役割や性差別の意識が強い ため	72	20.9%
男性優位の組織運営がされているため	100	29.1%
家庭の支援、協力が得られないため	29	8.4%
女性の能力活用の機会が不十分であるため	50	14.5%
女性の参画への支援が少ないため	46	13.4%
女性の積極性が不十分であるため	35	10.2%
その他	4	1.2%
わからない	7	2.0%
無回答	1	0.3%

《その他 自由意見》

- 少ないと思わない。(40代・男性)
- 立場の相違もあると思います。時と場合により感じる事もあります。(70代・男性)
- 国民性。社会全体でみても、メディアにしても、まだまだ一個人という見方があまりされていないように思う。また、“女性なのに…” “女性だから…” のように男女とも縛られている感がある。とっさの時にでてしまうといった風に。見えない壁。(50代・女性)
- 女性的視点や意見がよい時がすごくあるので、そういう意見が反映されればいいと思う。(40代・男性)

調査項目⑤「配偶者等からの暴力（ＤＶ）・ハラスメントについて」

問１５ ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）について、あなたはどの程度ご存知ですか。

「内容まで知っている」が６９．９％と最も多く、「言葉は聞いたことはあるが、内容までは知らない」が２４．１％、「まったく聞いたことがない、知らない」は２．４％となっており、言葉の浸透度は９割を超えている。

	回答数	構成比
内容まで知っている	174	69.9%
言葉は聞いたことはあるが、内容までは知らない	60	24.1%
まったく聞いたことがない、知らない	6	2.4%
無回答	9	3.6%

問１６ 最近、パートナー（配偶者や恋人）との間で、一方が他方から、身体的・心理的な暴力を受けるというＤＶが社会問題となっていますが、あなたはパートナーからの暴力について、身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。（複数回答：あてはまるものすべて）

「見聞きしたことも、受けたこともない」が４７．０％と最も多いが、一方で「身近に暴力を受けている人を知っている。または自分が受けたことがある」が７．４％、「身体に対しての暴力はないが、精神的にダメージを受けるような言葉の暴力を受けている人を知っている。または自分が受けたことがある」が１５．６％であった。

また、「暴力について、人のうわさを耳にしたことがある」が２２．６％、「身近な人から相談を受けたことがある」は２．６％であった。

	回答数	構成比
身近に暴力を受けている人を知っている。または自分が受けたことがある	20	7.4%
身体に対しての暴力はないが、精神的にダメージを受けるような言葉の暴力を受けている人を知っている。または自分が受けたことがある	42	15.6%
身近な人から相談を受けたことがある	7	2.6%
暴力について、人のうわさを耳にしたことがある	61	22.6%
見聞きしたことも、受けたこともない	127	47.0%
その他	3	1.1%
無回答	10	3.7%

問１７ DVを受けたときどうしましたか。(複数回答：あてはまるものすべて)

「我慢した」が３３．３％と最も多く、次に「抵抗、反撃した」が２４．１％、「第三者や相談機関に相談した」が１３．０％と続いた。

また、「謝った（なだめた）」「逃げた」がそれぞれ１１．１％で、「恐怖で何もできなかった」が５．６％であった。

	回答数	構成比
我慢した	18	33.3%
謝った(なだめた)	6	11.1%
抵抗、反撃した	13	24.1%
第三者や相談機関に相談した	7	13.0%
逃げた	6	11.1%
恐怖で何もできなかった	3	5.6%
その他	1	1.8%

《その他 自由意見》

○相談する必要は感じなかった。(60代・女性)

問１８ DVに関する問題を相談できる機関が、町内、県内にありますが、ご存知の機関を教えてください。(複数回答：あてはまるものすべて)

「警察」が２８．１％と最も高く、認知されている町内の機関は「長洲町役場（福祉保健介護課・子育て支援課）」が１８．４％、「すこやか館（保健センター）」が１０．５％、「はぐくみ館（子育て世代総合支援センター）」が６．５％であった。

また、町外の機関では「熊本県女性相談センター（配偶者暴力相談センター）」が１１．２％、「熊本県女性総合相談室（くまもと県民交流館パレア内）」が５．３％であった。

一方で、１６．５％が「知らない」と答えている。

	回答数	構成比
長洲町役場(福祉保健介護課・子育て支援課)	87	18.4%
すこやか館(保健センター)	50	10.5%
はぐくみ館(子育て世代総合支援センター)	31	6.5%
熊本県女性相談センター(配偶者暴力相談センター)	53	11.2%
熊本県女性総合相談室(くまもと県民交流館パレア内)	25	5.3%
警察	133	28.1%
その他	3	0.6%
知らない	78	16.5%
無回答	14	2.9%

問 19－（１）セクシャル・ハラスメントについて、身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。（複数回答：あてはまるものすべて）

「見聞きしたことも、受けたこともない」が 71.3%と最も多いが、一方で「身近に受けている人を知っている。または自分が受けたことがある」が 12.3%、「身近な人から相談を受けたことがある」が 7.2%であった。

	回答数	構成比
身近に受けている人を知っている。または自分が受けたことがある	31	12.3%
身近な人から相談を受けたことがある	18	7.2%
見聞きしたことも、受けたこともない	179	71.3%
その他	4	1.6%
無回答	19	7.6%

《その他 自由意見》

○深刻ではないが軽い愚痴程度で聞いたりはする。(30代・女性)

問 19－（２）マタニティ・ハラスメントまたはパタニティ・ハラスメントについて、身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。（複数回答：あてはまるものすべて）

「見聞きしたことも、受けたこともない」が 79.5%と最も多いが、一方で「身近に受けている人を知っている。または自分が受けたことがある」が 6.4%、「身近な人から相談を受けたことがある」が 3.2%であった。

	回答数	構成比
身近に受けている人を知っている。または自分が受けたことがある	16	6.4%
身近な人から相談を受けたことがある	8	3.2%
見聞きしたことも、受けたこともない	198	79.5%
その他	5	2.0%
無回答	22	8.9%

《その他 自由意見》

○受けたことはないが、以前無意識に“子どもはまだ？”など会話の中でしたこととかあった。

もしかしたら相手にとってはハラスメントと捉えた人もいるかもしれないと反省した。最近話題にしないよう心掛けているが…。(50代・女性)

○職場で受けた人がいた。(40代・女性)

調査項目⑥「防災の分野における男女共同参画について」

問 2 0 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要だと思いますか。

「思う」「どちらかといえば必要だと思う」が合わせて 86.4%、「必要ないと思う」「どちらかといえば必要ないと思う」が合わせて 4.4%と肯定派が否定派を大きく上回った。

	回答数	構成比
思う	150	60.3%
どちらかといえば必要だと思う	65	26.1%
どちらかといえば必要ないと思う	7	2.8%
必要ないと思う	4	1.6%
わからない	18	7.2%
無回答	5	2.0%

問 2 1 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なことは何だと思いますか。

(複数回答：2つまで)

「避難所の設備(男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場など)」が 36.4%と最も多く、次に「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」が 18.2%、「災害時の救援医療体制(乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制)」が 17.2%と続いている。

	回答数	構成比
避難所の設備(男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場など)	144	36.4%
避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること	72	18.2%
災害時の救援医療体制(乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制)	68	17.2%
公的施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮	17	4.3%
被災者に対する相談体制	6	1.5%
防災会議に男女がともに参画し、防災計画に男女両方の視点が入ること	27	6.8%
災害対策本部に男女がともに配置され、対策に男女両方の視点が入ること	30	7.6%
その他	2	0.5%
わからない	1	0.2%
無回答	29	7.3%

《その他 自由意見》

○(本項目の)全てが必要だと思う。(70代・男性)

調査項目⑦「男女共同参画の推進について」

問 2 2 長洲町で男女共同参画を進めるために必要なことは何だと思いますか。(複数回答：2つまで)

「町の人々の男女共同参画社会づくりの意識を高めること」が27.6%と最も多く、次に「休日の確保、重労働の解消といった就業環境の改善により、男女が共に家庭生活以外の活動に参加しやすい環境をつくっていくこと」が23.0%であった。

また、「男女共同参画に関するリーダーの育成等、人材を育成すること」が14.7%、「地域における女性の活躍の場をつくること」が12.7%と続いている。

	回答数	構成比
町の人々の男女共同参画社会づくりの意識を高めること	113	27.6%
男女共同参画に関するリーダーの育成等、人材を育成すること	60	14.7%
休日の確保、重労働の解消といった就業環境の改善により、男女が共に家庭生活以外の活動に参加しやすい環境をつくっていくこと	94	23.0%
女性が地域のリーダーとして能力を向上させること	16	3.9%
地域における女性の活躍の場をつくること	52	12.7%
積極的に男女共同参画に取り組む企業や団体を表彰し広報すること	13	3.2%
企業や団体等に対する研修会の実施	18	4.4%
特に必要なものはない	4	1.0%
その他	3	0.7%
わからない	19	4.6%
無回答	17	4.2%

《その他 自由意見》

- 町が中心となつての、女人禁制の伝統行事を廃止にすること。男尊女卑の根源である。(的ばかい等の祭り)(50代・男性)
- 男女ということよりも一人の人間として尊重されること(相手を尊敬すること)が、ひいては男女問題、いじめ、虐待のない社会へとつながっていくと思うので、小さい頃から生涯にわたって学べる体制、気付けるしかけ等があれば少しずつ変わっていくのかなと思う。(50代・女性)
- できるできないは別として取り組もうとする姿勢は大切だと思います。(70代・男性)
- (本項目の)すべて心掛ける必要があると思います。(70代・男性)
- 男女問わず強くなること。(40代・男性)

問 2 3 男女共同参画についてのご意見や、この調査に対するご感想などがありましたら自由にご記入ください。

《自由意見・感想》

- 中学校の入学式、卒業式における生徒の名簿（順番）は、1組男…、女…、2組男…、女…になっていましたが、1組（男女関係なく）ア…オ順に変更すべきでは。（男女差別、区分は時代に合いません）（60代・男性）
- 無意味（50代・男性）
- 長洲町で女性が活躍できる場が少ないと思う。長洲町が活性化し、商業施設等が増え、女性が出前する機会を増やしてほしい。（40代・男性）
- 男も家事・育児するのあたり前。女が家事するのがあたり前ではない。女の人、毎日家事、育児、仕事をしている。ありがたうって言ってほしい。（20代・女性）
- 長洲町は女性の区長が少ない。これが現実である。（50代・男性）
- この調査に選ばれたので、名前を出してもいいです。長洲町のために協力できるなら参画したいです。活気ある長洲町にしたいです。（50代・女性）
- 日々の意識向上対策が必要！継続は力なり！頑張ってください。（60代・男性）
- 男女共同参画の視点はいい。（50代・男性）
- 社会風潮の変化に伴い、男女の在り方だけでなくLGBTのような性的少数者にも配慮した町づくりをしていくべきだと思います。都市部と違い、長洲のような地方ではコミュニティが作られにくく、独立しやすいという問題があります。男女共同参画だけでなく、そのような人たちにも住みやすい町に長洲になってほしいと思います。（10代・男性）
- 自治体においても昔より男性優位より女性地位向上に本気で取り組むようになってきていると感じます。良い事です。（70代以上・女性）
- 男女問わず、まず一歩というのが年とともになかなか先に行かず、まあいいかやめとこうというのが先に行ってしまう、参加がむずかしい。よく聞く話です。特に男の人は…。（70代・女性）
- 高齢化社会においては、女性の方が元気がよく、心配しなくてもいいような気がします。（70代・女性）
- いろんな意見を聴く事はとてもすばらしい事だと思います。よりよい社会の推進を望みます。大変でしょうが頑張ってください。（50代・女性）
- 男女共同参画について長洲町が具体的にどう対応しているのか記入して欲しかった。その中で、何が不足しているのかについて、アンケートの意見を収集されたらもっとよかったのでは…。このアンケートに対し、どう進めるのかがわからない。アンケートのためのアンケートと思える。（70代・男性）
- 料理教室に参加して、みんなで昼食して楽しかった。（70代・男性）
- 女性の意識改革。そもそも全ての女性が男性と同等に社会に進出したいと思っているのか？家庭に入って専業主婦が良いと思っている人も多いのでは。（60代・男性）
- 役場職員や管理職、議員の女性の%はどのくらいですか。まずそこから改革を。女性の視点（女性…とこだわるのも変ですが）性別に限らず、フラットな考えを持てる人を上にするというのも。民生委員や区長さんなどでも女性（長く勤めて定年した人、管理職などにもなった人）を登用できるといいです。男女問わず「まちづくりに参画」の視点を。働く時間がもっと減り、地域のために時間を割くという考えをみんなが持てればいいと思います。（50代・女性）

- 性別に関わらず、女性にも男性同様に社会進出できる環境をつくることは当たり前のことである。しかし、女性の社会進出により晩婚化が進み、ますます少子高齢化を進行させている現状だ。もし、在宅でデスクワークができる企業が増えればいいと思う。確かにまだ日本には性による偏見が残っている。しかし、“男女共同参画”と言って女性の社会進出のことばかりに焦点が当たっている気もする。学校教育や親子間での考え方が、異なっているのでなかなか一つに向かっていくのは難しい。まずは、大人が男女共同参画について教育しなおすべきではないのか。(10代・女性)
- 町議会における女性の議員数が少ない。もっと女性が参画できる環境を整備してほしい。(60代・男性)
- まだまだ長洲町では「おなごのくせに!!」と女性軽視の言動をされる年配の方が多いと思います。行動や考え方、生き方を制限されることなく、家庭では男女がよきパートナーとしてお互いを尊重しあい、助け合い、職場では様々な分野で一人ひとりの個性や能力を発揮できるような思いのある明るい社会になることを切に望みます。(50代・女性)
- 家庭の中では女性が強い様な気がする。(男性よりも女性の方がお金の管理をしているし、家の中のことは大抵、女性の領域の気がする)若い人の中には、昔男性の仕事だったのに、女性の進出が目立ち、60歳以上の私にしてみれば頼もしく思える。また逆に、女性の仕事だったのに男性がいて、これからどうなるのか楽しみな気もする。(60代・女性)
- 今はLGBTなど、以前はあまり表に出ていなかったことなどが様々なメディア等を通じて語られるようになり、“男女共同参画”については少し私の中では過去のことと感じられつつあったので、あらためて考える機会となりました。若い世代の中では、家事、育児など男女関係なく当たり前のように協力している様子を目にすることも多くなり、変化を感じている反面、我が子への虐待、パートナーの子への虐待などを聞くと、思いやりの欠如、想像力の欠如、自分さえよければ、ストレス発散、子どもを所有物化しているなど、いろんなことのひずみが弱者に向けられている社会(国)となってしまうように感じられて、とても残念でやるせない思いです。これまでのような草の根運動を続けていくしかないのでしょうか。(50代・女性)
- 男女共同参画を進めるにあたり、当初の「女性に権限を」という男女平等の目標はすでに到達していると思う。すでに次の目標、個々の希望や能力により「自分たちで選ぶ理由」を重視すべきではないでしょうか。男女は関係ない。育児やりたい方がやる、家事やりたい方がやる、今回の質問はすべて古い。女性は全部こうなるべきという概念の元で作られていました。残念でした。(40代・女性)
- まずは、クォーター制を採用するなどして、形の上からでも男女共同参画についてすすめるべきと思う。女尊男卑という人もあるが、土台がまっすぐでない以上、公平ではない。(60代・女性)
- 社会の変化を町民に知らせること。調査は必要に応じて行うこと。(70代・男性)
- この意識調査の結果をぜひ教えてください。この取り組みはいつ頃から進められているんですか。あまり「男女共同参画」というのを目にしたことがありません。(70代・女性)
- 男女共同参画の推進のためには、社会的な制度を女性が参画しやすい制度へ変えていく一方で、男女共に意識改革が必要と考える。(40代・男性)

第4次長洲町男女共同参画計画

発行年月 令和3年3月

編集・発行 長洲町 総務課

熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766

